

令和7年度静岡県依存症対策・アルコール健康障害対策合同連絡協議会

次 第

日時：令和8年3月18日（水）午後3時から4時30分まで

場所：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」 第3会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

令和7年度依存症総合支援事業

- ・第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の取組状況について
- ・第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況について
- ・薬物依存症対策について

4 閉 会

【配布資料】

資料1-1～1-4 第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の
取組状況について

資料2-1～2-5 第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の
取組状況について

資料3-1～3-3 薬物依存症対策について

令和7年度静岡県依存症対策・アルコール健康障害対策合同連絡協議会
出席者名簿

1. 依存症対策連絡協議会委員

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名
一般社団法人静岡県医師会	理 事	高木 勇人 (欠席)
聖明病院	院 長	古川 愛造
服部病院	院 長	山名 純一
静岡県立こころの医療センター	院 長	大橋 裕
静岡県精神神経科診療所協会 (マリアの丘クリニック)	院 長	近藤 直樹 (欠席)
一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	理 事	中村 倫也 (代理)
公益社団法人静岡県断酒会	理 事 長	小泉 登資
静岡ダルク	施 設 長	浦野 光 (代理)
スルガダルク	施 設 長	白鳥 裕也
G A静岡グループ	代 表	塚本 寿高
静岡県教育委員会健康体育課	課 長	夏目 伸二 (欠席)
静岡福祉大学	名誉教授	山城 厚生
静岡福祉大学社会福祉学部	教 授	長坂 和則 (欠席)
静岡保護観察所	所 長	宇井 総一郎
静岡市こころの健康センター	所 長	大久保 聡子
浜松市精神保健福祉センター	副 所 長	河合 龍紀 (代理)
静岡県保健所長会	西部保健所長	馬淵 昭彦
静岡県精神保健福祉センター	所 長	内田 勝久

2. アルコール健康障害対策連絡協議会委員

所 属	役 職	氏 名
一般社団法人静岡県医師会	理 事	高木 勇人 (欠席)
服部病院	院 長	山名 純一
一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	理 事	中村 倫也
公益社団法人静岡県断酒会	理 事 長	小泉 登資
静岡県小売酒販組合連合会	会 長	星野 哲也
静岡福祉大学	名誉教授	山城 厚生
静岡県教育委員会健康体育課	課 長	夏目 伸二 (欠席)
静岡保護観察所	所 長	宇井 総一郎
静岡県保健所長会	富士保健所長	後藤 幹生
静岡県精神保健福祉センター	所 長	内田 勝久

3. 事務局

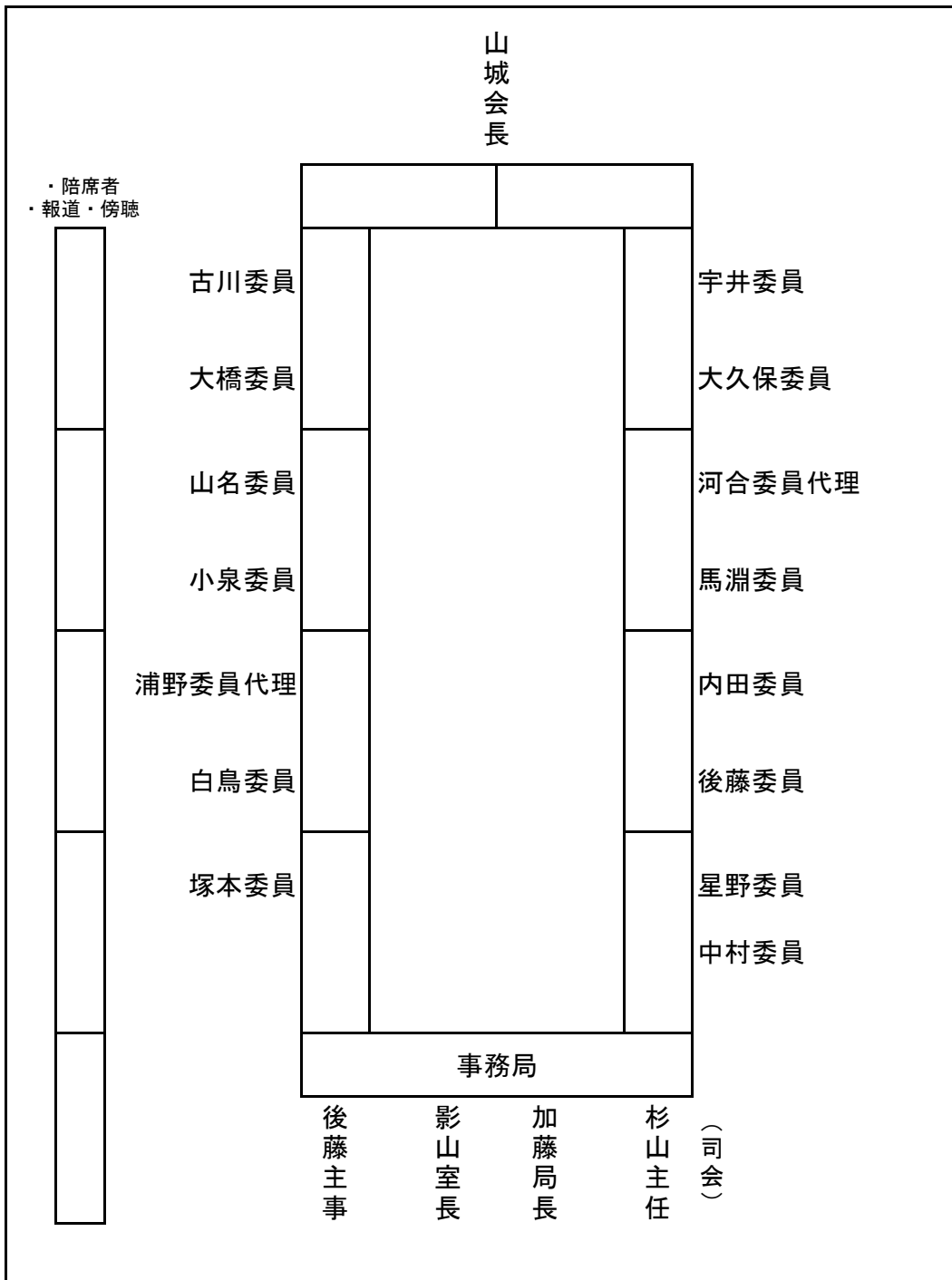
所 属	役 職	氏 名
静岡県健康福祉部障害者支援局	局 長	加藤 克寿
	精神保健福祉室長	影山 洋子
	精神保健福祉班 主任	杉山 健太
	精神保健福祉班 主事	後藤 慎平

4. 陪席者

所 属	役 職	氏 名
聖明病院	課 長	土屋 会生
公益社団法人静岡県断酒会	副理事長	山本 幹雄
公益社団法人静岡県断酒会	家 族 会	小泉 京子
公益社団法人静岡県断酒会	常務理事兼事務局	片又 志仁
静岡市保健所精神保健福祉課	企画係長	石川 祐希
静岡市こころの健康センター	主 査	原野 友美
浜松市障害保健福祉課	一般職員	岡寄 光慶
静岡県精神保健福祉センター	班 長	市川 のぞみ
静岡県健康福祉部健康増進課	専門主査	田中 志帆子
静岡県警察本部運転免許課	試験・教習所係 係長	古木 知晴
静岡県教育委員会高校教育課	教育主幹	山口 亮祐
静岡県教育委員会健康体育課	教育主幹	山口 美知子
静岡県教育委員会特別支援教育課	教育主査	加茂 聡
静岡県経済産業部産業人材課	班 長	新貝 高史

令和7年度静岡県依存症対策・アルコール健康障害対策合同連絡協議会

座席表



第 2 期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の取組状況

1 「第 2 期静岡県アルコール健康障害対策推進計画」の策定

第 1 期計画の策定から 6 年が経過したことから、課題や関係機関の皆様からの意見を踏まえ、令和 6 年 3 月に 6 年間で新たな経過期間とした「第 2 期静岡県アルコール健康障害対策推進計画」を策定した。

2 計画の概要

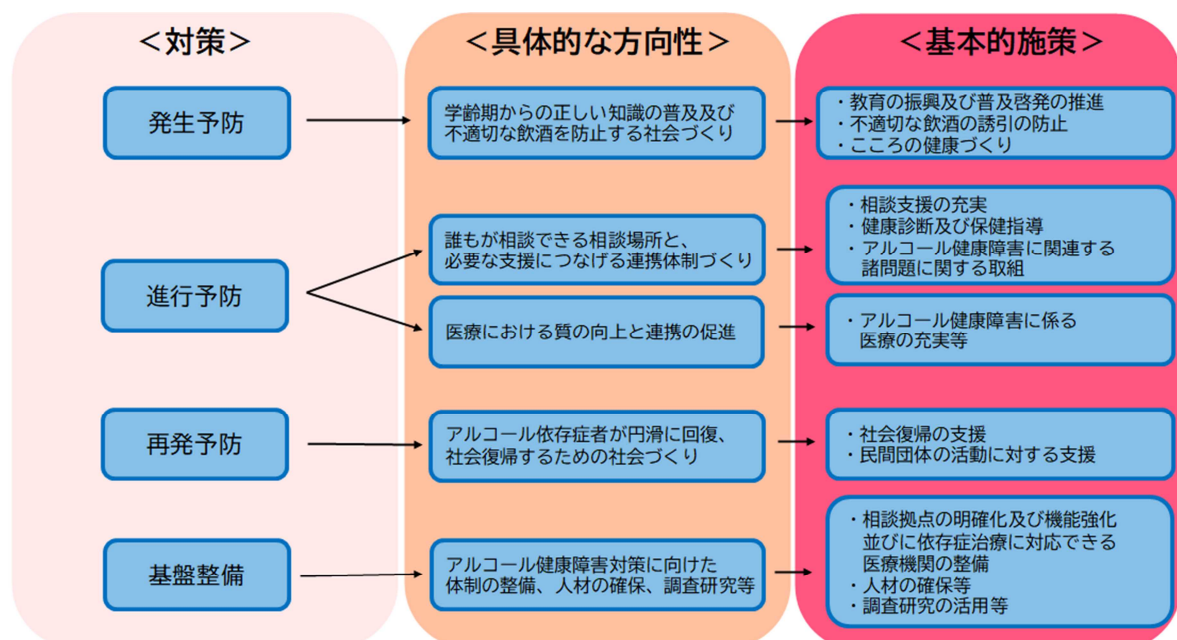
計画の位置付け	都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項） 努力規定
計画期間	令和 6 年度～令和 11 年度（6 年間）※令和 9 年度に中間見直し予定
基本目標	アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す

3 重点目標

重点目標①	学齢期の段階から飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防
達成目標①	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を、男性 12%、女性 6% まで減少させること（次期健康増進計画との整合） ②未成年者の飲酒をなくすこと ③妊娠中の飲酒をなくすこと
重点目標②	アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備
達成目標②	①地域における相談拠点の明確化及び機能強化 ②依存症治療拠点機関と連携した、依存症治療に対応できる医療機関の整備

4 施策体系

※「【資料 1 - 2】第 2 期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の概要」のとおり



5 取組状況

(1) 依存相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症問題についての相談に応じることにより、依存症に関する知識の普及、依存症当事者やその家族への支援を行う。中部（月3回）において、専門相談員による相談を実施している。

・県精神保健福祉センターでの依存相談（対面）

依存物質・行為	延べ件数 (R5)	延べ件数 (R6)	延べ件数 (R7) ※
アルコール	13 件	4 件	4 件
薬物	5 件	1 件	3 件
ギャンブル	16 件	12 件	10 件
その他（ゲーム・ネット、性、買い物等）	13 件	22 件	13 件
合 計	47 件	39 件	30 件

※令和7年度は12月末時点

・県精神保健福祉センターでの依存相談（電話）

依存物質・行為	延べ件数 (R5)	延べ件数 (R6)	延べ件数 (R7) ※
アルコール	73 件	64 件	60 件
薬物	24 件	23 件	16 件
ギャンブル	65 件	55 件	49 件
その他（ゲーム・ネット、性、買い物等）	23 件	34 件	35 件
合 計	185 件	176 件	160 件

※令和7年度は12月末時点

(2) リカバリーミーティング

アルコール、薬物、ギャンブル等の様々な依存を抱えた当事者及び家族を対象に、認知行動療法を取り入れたグループミーティングを実施することにより、依存症からの回復を図るとともに、依存問題を抱える者の生活を支える。また、ミーティングへの継続的な参加により、地域の自助グループへつなげる。

会場	実施回数 (R6)	延べ参加者数 (R6)	実施回数 (R7)	延べ参加者数 (R7)
中部（静岡）	24 回	51 名	18 回	42 名
東部（沼津）	6 回	15 名	—	—
合計	30 回	66 名	18 回	42 名

※令和7年度は12月末時点

・SBIRTS普及促進セミナー（断酒会主催、静岡県精神保健福祉センター共催）

開催日	開催場所	研修テーマ	参加者数
R7.12.21	静岡市グランシップ （ハイブリッド開催）	SBIRTS の解説と普及促進について講演 SBIRTS の実践（ワークショップ） 等	133 名

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- 国のアルコール健康障害対策推進基本計画やこれまでの県の取組状況を踏まえ、関係機関と連携したアルコール健康障害対策を推進する。

2 計画の位置づけ・計画期間

- アルコール健康障害対策基本法第14条に基づく県計画
- 令和6年～令和11年(6年間) ※健康増進計画など他関連計画と合わせる

II 本県のアルコール健康障害をめぐる状況

1 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者※の割合(県内)

	2013年	2016年	2022年	※全国(2019年)	※1日当たりの純アルコール摂取量 男性40g以上、女性20g以上
男性	14.0%	11.9%	14.1%	14.9%	【日本酒換算】 男性2合 女性1合
女性	6.5%	8.3%	6.9%	9.1%	

2 妊婦の飲酒割合(県内)

2013年	2014年	2015年	2016年	2022年	※全国(2021年)
4.1%	4.8%	4.5%	3.4%	2.6%	0.9%

3 アルコール依存症患者の受療状況(県内)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
精神入院患者数	620人	637人	625人	609人	589人
精神外来患者数	1,529人	1,617人	1,756人	1,813人	1,759人

4 アルコール健康障害に関する諸問題(県内)

区分	2019年	2020年	2021年	2022年
飲酒運転事故発生件数	87件	76件	59件	更新予定
DVIに関する相談件数	3,962件	4,234件	4,166件	4,277件
児童虐待に関する相談件数	3,461件	3,930件	3,717件	3,708件
自殺者数	564人	583人	539人	605人(概数)

III 第1期計画やアルコール協議会等を踏まえた主な課題

- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(男性)が上昇しており、分かりやすい広報・啓発に取り組む必要があります。
- アルコール依存症は自分の意思ではコントロールできないコントロール障害であることなど正しい知識の普及に取り組む必要があります。
- 自助グループへの認知度はいまだ低く、自助グループへつなぐためには団体の活動内容を周知する必要があります。
- 依存症となる背景には、学校や職場でのストレスや孤独・孤立等の問題が共通しているため、自殺対策等との連携により県民のメンタルヘルス対策(こころの健康づくり)を推進する必要があります。
- 居住する地域にかかわらず治療が受けられるよう、依存症治療拠点機関と連携した研修を通じ、依存症治療に対応できる人材を養成する必要があります。

IV 計画の基本的な考え方

【基本目標】

- アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

【基本理念】

- アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を実施するとともに、当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援を行う。
- アルコール健康障害対策を実施するに当たって、アルコール健康障害が飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行う。

V 施策体系

《重点目標①》

学齢期の段階から飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

《達成目標①》

- ① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を、**男性12%、女性6%**まで減少させること(次期健康増進計画との整合)
- ② 未成年者の飲酒をなくすこと
- ③ 妊娠中の飲酒をなくすこと

《重点目標②》

アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

《達成目標②》

- ① 地域における相談拠点の**明確化及び機能強化**
- ② **依存症治療拠点機関と連携した、依存症治療に対応できる医療機関の整備**

対策	施策の方向性	基本的施策	活動指標(抜粋)	現状値(R4)	目標値
発生予防	学齢期からの正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり	教育の振興及び普及啓発の推進(飲酒ガイドラインを活用した普及啓発) ・不適切な飲酒の誘引の防止 ・こころの健康づくり	学校が実施する薬物乱用防止教室(薬学講座)等での指導【発生予防】	全校実施	全校実施
進行予防	誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる連携体制づくり	・相談支援の充実 ・健康診断及び保健指導(早期介入ガイドラインの活用) ・アルコール健康障害に関する諸問題に関する取組(クロスアディクション)	県民向けフォーラム等の開催回数【発生予防】 SBIRTS普及セミナーの開催回数【進行予防】	年1回	継続実施
再発予防	アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり	アルコール健康障害に係る医療の充実等(医療従事者等の人材育成)	依存症相談拠点としての精神保健福祉センター主催のアルコール依存症に関する相談会の実施回数【進行予防】【再発予防】	年58回	年60回
再発予防	アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり	・社会復帰の支援 ・民間団体の活動に対する支援(当事者及びその家族への支援)	依存症治療拠点機関が実施する医療従事者向け研修の受講者数【進行予防】【再発予防】	185人 H30～R4(累計)	270人 R6～R11(累計)
基盤整備	アルコール健康障害対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究等	・相談拠点の明確化及び機能強化並びに 依存症治療に対応できる医療機関の整備 ・人材の確保等 ・調査研究の活用等	アルコール依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数【基盤整備】	年2回	年1回以上

VI 推進体制等

- 関連施策との有機的な連携
静岡県保健医療計画、静岡県健康増進計画及びいのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画に基づく施策と有機的な連携を図る。
- 推進体制
アルコール健康障害対策の推進に当たっては、アルコール関連問題に関する施策との連携が図られるよう、庁内関係課室等を構成員とした連絡会の場を通じて、相互に必要な連絡・調整を行いつつ本計画の取組を推進します。
- 進行管理
計画を着実に推進するため、計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、静岡県アルコール健康障害対策連絡協議会において意見聴取を行い、適切に進行管理を行うとともに、取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

施策	担当課	具体的取組	取組における反省点・課題	県計画のページ
1 発生予防対策				
(1)教育の振及び普及啓発の推進				
①学校教育等の推進				
・学校において、飲酒が健康に与える影響等基本的な内容について理解できるよう授業等での指導を推進します。	健康体育課	各校において教科保健や、薬学講座等で実施をしている。	特になし	22
・学校が実施する薬物乱用防止教室(薬学講座)等で飲酒が健康に与える影響に関する指導を推進します。	健康体育課	各学校では、実施方法を工夫して学校薬剤師や警察署等の関連機関と協力をして薬学講座を実施する。	特になし	22
・大学等と連携し、大学生等の急性アルコール中毒を含む不適切な飲酒の防止について啓発を推進します。	障害福祉課	県主催の依存症フォーラムについて、ふじのくにコンソーシアムを通じて県内大学へ周知した。	特になし	22
②家庭における啓発の推進				
・保護者会、PTA総会で学校に保護者が来校する機会等を捉えて20歳未満の者の飲酒に伴うリスクなどについて啓発を推進します。	健康体育課	啓発発信校に指定された中学校10校、高等学校10校において、地域等への啓発方法を工夫して、薬学講座を開催した。	なし	23
・母子手帳交付時や健診時に合わせて、妊婦及びその家族等に対し、アルコールに関する情報提供を行うよう市町に働きかけます。	健康増進課	市町へアルコールに関する冊子の情報提供を行った。	引き続き、妊婦及びその家族等に対し、アルコールに関する情報提供を行っていく必要がある。	23
・退職や配偶者の死別など高齢者の孤立に起因するアルコール依存を防止するため、市町や各地域包括支援センターに対し、不適切な飲酒の防止について啓発を推進します。	障害福祉課	県主催の依存症フォーラムにおいて、県民に対する普及啓発を実施する中で、高齢者に不適切な飲酒の防止について啓発する。	特になし	23
③職場教育の推進				
・静岡労働局等と連携して、飲酒運転の防止や急性アルコール中毒など飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促します。	障害福祉課	県主催の依存症フォーラムにおいて、県民に対する普及啓発を実施する中で、高齢者に不適切な飲酒の防止について啓発した。	特になし	23
・従業員の健康づくりを推進するため、具体的な目標を宣言するふじのくに健康づくり推進事業所の拡大、優良事業所の表彰、好事例の情報発信等を実施します。	健康増進課	健康経営セミナー等を通じて健康づくりに関する情報提供を行い、宣言事業所の拡大、優良事業所の表彰、好事例の情報発信等を行った。	引き続き、従業員の健康づくりを推進していくため、情報発信等を行っていく必要がある。	23
④広報・啓発の推進				
・アルコール関連問題啓発週間(毎年11月10日から16日)や20歳未満の者の飲酒防止・飲酒運転撲滅の全国統一キャンペーン(毎年4月)等を通じて、県、市町、関係団体等が連携し、一般県民へ飲酒に伴うリスクに関する知識やアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図ります。	障害福祉課	県主催の依存症フォーラムにおいて、アルコール関連問題を題材にした。また、断酒会と協同し、県内警察署や運転免許センター、県民サービスセンターに啓発グッズを配架を行った。	特になし	23
・静岡県交通安全対策協議会(会長:知事)が、関係機関・団体とともに実施する交通安全運動等を通して、「飲酒運転の根絶」に向けた啓発を行います。	くらし交通安全課	夏の交通安全県民運動において、静岡県交通安全対策協議会の事務局として関係機関・団体と協働し、「飲酒運転根絶」に向けた啓発を推進したほか、飲酒運転撲滅に向けたチラシを作成し、SNSに掲載した。	特になし	23

施策	担当課	具体的取組	取組における反省点・課題	県計画のページ
・国が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」等に基づき、メディア等を積極的に活用し、一般県民へのアルコール依存症に関する知識の普及を図るとともに、県のホームページにおいても普及啓発に取り組みます。	障害福祉課	・啓発週間の際には精神保健福祉センターのホームページを更新した。 ・令和7年9月、依存症問題を抱える家族への講演会を開催した。	継続実施	23
(2)不適切な飲酒の誘引の防止				
・静岡県小売酒販組合連合会と連携し、酒類事業者に対し、20歳未満の者への販売禁止の周知徹底と酒類販売管理者に対する業務研修の受講促進を図ります。	障害福祉課	静岡県小売酒販組合連合会と連携方法を検討し、第2期計画において実行可能な取組を検討していく。	今後取り組む予定。	24
・年数回行われる風俗営業の管理者講習において、管理者に対し、20歳未満の者への酒類提供の禁止について徹底を図ります。	生活保安課	管理者講習において、未成年者への酒類提供禁止のほか、適正営業について指導を徹底した。	特になし	24
・風俗営業及び飲食店営業等における20歳未満の者に対する酒類提供を認知した場合には、積極的に事件化を図るとともに、行政処分を実施します。	生活保安課	令和6年に未成年者に酒類提供した店舗について、行政処分を2件実施した。	特になし	24
・静岡県社交飲食業生活衛生同業組合等の関係機関と連携し、関係者に対する指導を図ります。	生活保安課	静岡県社交飲食業生活衛生同業組合の総会などの機会において、必要な指導を実施した。	特になし	24
・風俗営業所に対する立ち入り調査や風俗許可申請受理等など、あらゆる機会をとらえ、関係者に対する指導を図ります。	生活保安課	立ち入り調査時や申請受理時など機会において、関係者に対する指導を実施した。	特になし	24
(3)こころの健康づくり				
①職場における健康づくりの推進				
・こころのSOSのサインを発している従業員を早期に発見し、適切な支援を行うことができる「ゲートキーパー」を企業内に養成するため、人事労務担当者・衛生管理者等を対象に、職場におけるメンタルヘルスに対する理解をテーマとした研修会を実施します。	障害福祉課	企業の人事労務担当者向けのゲートキーパー研修を年2回オンラインで開催した。	講師変更やファシリテーターの追加、周知先の追加等の変更を図った結果、昨年度を上回る参加者が得られた。	25
・職場におけるハラスメント対策を推進するため、労働法セミナーにおいて、職場のハラスメントの内容やその予防・解決を解説し、ハラスメントに関わる法制度を周知啓発するとともに、各県民生活センターに労働相談窓口を設置し、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの相談に対応します。	産業人材課	労働法セミナーを県内3会場(東・中・西)及びオンラインにより実施しているほか、当該セミナーのオンデマンド配信を期間限定で一般公開している。また、東・中・西部県民生活センターに設置している中小企業労働相談所の3つの相談窓口において労働相談を実施している。	引き続き、職場環境の改善のための企業における取組を支援していく。	25
②地域における健康づくりの推進				
・こころの悩みや不安を抱えた方が安心して悩みを打ち明けられるよう、「こころの電話」、「若者こころの悩み相談窓口」等による電話相談を実施します。	障害福祉課	24時間体制で電話相談を実施している。	実施中	26
・市町や各保健所、精神保健福祉センターにおいて電話や来所、訪問による精神保健福祉相談を実施します。	障害福祉課	電話や来所による精神保健福祉相談を実施し、必要に応じて医療機関や自助グループへつなげる。	継続実施	26
・若年層において主要なコミュニケーションツールとなっているLINEを活用し、若年層向けSNS相談窓口(ライン相談@静岡)による相談を実施します。	障害福祉課	365日体制でLINE相談を実施している。 毎日: 14時～22時	令和7年度から休日の時間を拡大した	26
③学校における健康づくりの推進				

施策	担当課	具体的取組	取組における反省点・課題	県計画のページ
・不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題に対応するため、養護教諭等の行う健康相談の推進のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、教育相談体制を強化します。	義務教育課	令和7年度は、145名のスクールカウンセラー、49名のスクールソーシャルワーカーを任用し、教育相談等を実施している。	児童生徒の抱える様々な問題に対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの研修等を通じた資質能力の向上や、拡充を図る。	26
同上	高校教育課	前年度に引き続き、スクールカウンセラーを34校に、スクールソーシャルワーカーを11校に配置し、教育相談体制を強化した。	生徒の抱える課題の深化により、スクールカウンセラー等の専門職による支援は不可欠なものとなっている。予算の制約下でいかに効果的かつ効果的な配置・支援体制を構築するかが課題である。	26
同上	特別支援教育課	・スクールカウンセラーを12の拠点校に配置し、全ての学校で教育相談が充実するようにしている。 ・各校計画を立て、養護教諭を中心に健康に関する教育を推進している。	今後も児童生徒や保護者への個別の対応や健康に関する教育を推進していく。	26
同上	健康体育課	養護教諭研修会や経年研修において外部講師等による講義演習を通して、教育相談体制の強化について推進した。	なし	26
・児童生徒が日常生活を送る上で直面する様々な困難やストレスを踏まえ、適切に対処する方法を理解するため、「SOSの出し方に関する教育」や「心の健康の保持」に関する教育を推進します。	義務教育課	令和7年度の取組として、道徳や保健体育等で児童生徒への予防教育について、全ての学校で学ぶ機会を確保するよう、各市町教育委員会を通じて呼びかけている。	児童生徒がストレスへの適切な対処方法を理解するために「SOSの出し方に関する教育」や「心の健康の保持」に関する教育をさらに推進する必要がある。	26
同上	高校教育課	前年度に引き続き、各校において「人間関係づくりプログラム」等の活用を推進した。日常的な教育活動の中で、生徒が周囲に助けを求めるスキルや、円滑な人間関係を構築・維持する具体的な方法を学ぶ機会を継続的に提供し、心の健康保持に向けた意識の定着を図った。	教員や生徒のニーズに即したより活用しやすいプログラムへの改訂を進めた。実効性を高めるためのプログラムの見直しと柔軟な運用を検討していく必要がある。	26
同上	特別支援教育課	生徒指導連絡協議会において、児童生徒が困難やストレスに対して適切に対応する力を育成できるよう研修を実施した。	今後も児童生徒一人ひとりの発達を支える指導ができるよう、研修を推進していく。	26
同上	健康体育課	養護教諭研修会や経年研修において外部講師等による講義演習を通して、教育相談体制の強化について推進した。	なし	26
・子どもが発するSOSを察知し、受け止め、適切な支援につなげられるよう、教職員を対象に、自殺予防教育の必要性等について理解を促す研修会を実施します。	義務教育課	各市町の生徒指導担当指導主事を集めて行った会議において、文部科学省専門官による講義を行い、自殺予防教育等に関する基礎的、実践的な知識を深めた。義務教育課から、教職員を対象とした生徒指導資料を発売し、自殺予防教育の必要性等について周知した。	各学校における児童生徒の自殺予防教育への理解や取組の浸透をさらに図る必要がある。	26
同上	高校教育課	生徒指導地区研究協議会において、いじめ対応や自殺予防教育を重要な検討事項として取り上げ、各学校における実践事例の共有や情報交換を行った。協議を通じ、教職員が組織として生徒のSOSを察知し、適時適切な支援をおこなうための意識啓発と対応力の向上を図った。	協議等で得られた成果を、各学校の教育活動へ効果的に反映させるための仕組みづくりが求められる。全教職員が自殺予防の重要性を共通認識とし、組織としてSOSを受け止める体制を維持・強化していくことが必要である。	26
同上	特別支援教育課	生徒指導連絡協議会で自殺予防やいじめ対応について理解を促す研修を行った。	今後も、協議会等で自殺予防教育についての必要性等を伝えていく。	26
同上	健康体育課	養護教諭指導リーダー研修会において静岡県の自殺者の状況等を踏まえて、研修を行った。	なし	26
④地域における包括的相談支援体制の構築				

施策	担当課	具体的取組	取組における反省点・課題	県計画のページ
・住民に身近な市町における狭間のニーズへの対応や分野横断的な対応が可能となる体制整備を促進します。	福祉長寿政策課	体制構築に向けた専門的助言を行うアドバイザーの派遣、連携担当職員の養成研修等を実施する。	実施中	26
・孤独・孤立対策に係る活動を行う民間団体等との連携を促進し、官民一体となった取組を促進します。	福祉長寿政策課	孤独・孤立対策プラットフォームにおいて、シンポジウム・ワークショップ等を実施する。	実施中	26
2 進行予防				
(1)相談支援の充実				
・精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール健康障害を有する者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談拠点を明確化し、ホームページ等を活用し県民に広く周知を図ります。	障害福祉課	啓発週間の際には、精神保健福祉センターのホームページを更新した。	継続実施	27
・精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール関連問題の相談支援を行うに当たっては、地域における医療機関・行政・自助グループ等の情報を共有し、地域の実情に応じた連携体制を構築します。	障害福祉課	県内の医療機関や自助グループと連携を図りながら、依存症当事者や家族への相談や、当事者が集まり依存症からの回復を目指すグループミーティングを実施する。	西部地域や東部地域における相談支援が手薄であるため、当該地域の関係機関に相談員や講師派遣を依頼し、連携強化を図る。	27
・アルコール関連問題を有している本人や家族等に対しては、自助グループが行う相談会や集う会等の酒害相談活動と連携して支援していきます。	障害福祉課	令和7年9月、依存症問題を抱える家族への講演会を開催した。	継続実施	27
(2)健康診断および保健指導				
①国が作成する「早期介入ガイドライン」を踏まえた地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進				
・生活習慣病のリスクを高める量の飲酒の防止を目的として、禁酒・節酒支援についての研修会等を開催し、地域保健従事者の育成と資質向上に取り組みます。併せて、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒について、国が作成する「早期介入ガイドライン」に基づいた情報提供を行います。	健康増進課	生活習慣病のリスクを高める量の飲酒の防止を目的として、禁酒・節酒支援の内容を含む研修会を開催し、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒や、保健指導方法について、情報提供した。	引き続き、保健従事者に対し生活習慣病のリスクを高める量の飲酒や、保健指導方法について情報提供を行っていく必要がある。	28
・アルコール依存症が疑われる者に対しては、精神保健福祉センターや保健所から医療機関での受診を勧奨するほか、自助グループ等を紹介するなど断酒・節酒に向けた支援を行います。	障害福祉課	電話相談や面接相談にて、必要に応じて医療機関や自助グループ等を紹介し、適切な治療や支援につながるよう情報提供する。	実施中	28
②職域における対応の促進				
・産業保健分野の関係機関と連携し、アルコール健康障害に関する知識普及を図ります。	障害福祉課	静岡県産業保健総合支援センターに精神保健福祉センターの事業のチラシを渡すなど、連携を図る。	今後取り組む予定。	28
(3)アルコール健康障害に関連する諸問題に関する取組				
①飲酒運転をした者に対する指導等				
・取消処分講習(飲酒クラス)において、アルコール依存症のおそれのある者に対し、相談や治療の勧奨を、引き続き実施します。	運転免許課	飲酒習慣の改善等に関する指導を実施するとともに、治療の勧奨を実施した。	特になし	29
・刑務所や保護観察所と連携し、飲酒運転車犯者に対する相談や治療につなげる取組を推進します。	障害福祉課	・令和7年5月、保護観察所との連絡会を実施した。 ・当センターが開催しているグループミーティングに保護観察対象者の参加を受入れる。	刑務所との連携機会が少なかったが、今年度は刑務所職員のミーティング見学の受入れを行った。	29
②暴力・虐待・自殺未遂等に対する取組				

施策	担当課	具体的取組	取組における反省点・課題	県計画のページ
・暴力・虐待、酩酊による事故を起こした者や自殺未遂者等について、アルコール依存症が疑われる場合は、精神保健福祉センターや保健所等を中心に、関係機関が連携し、相談や支援、治療につなぐための取組を推進します。	障害福祉課	女性相談センターや地域自殺対策推進センターの相談や、保健所等の精神保健福祉相談において、アルコール問題を抱える方がいる場合には、精神保健福祉センターの依存相談や医療機関につないでいく。	継続実施	29
③クロスアディクションに対する取組				
・アルコール依存症の回復過程からクロスアディクションとなることを防止するため、ギャンブル等による依存のほか、ゲーム障害等の様々な依存症に対する理解の促進を図ります。	障害福祉課	ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップの依存症に対する説明でアルコール依存症の例も取り上げるなど、複合的な依存症についての説明に取り組んでいる。	継続実施	30
・多様な依存症に対応する専門医療機関や自助グループ、民間回復支援施設(タルク)等との連携の下、アルコール依存症者を早期に適切な支援につなげることで、クロスアディクションへの進行を予防します。	障害福祉課	電話相談や面接相談にて、必要に応じて医療機関や自助グループ等を紹介し、適切な治療や支援につながるよう情報提供する。	研修会や講演会等で様々な依存症の家族に体験談を話してもらう機会を設け、クロスアディクションの問題に関する普及啓発を行う。	30
(4)医療の充実等				
①アルコール健康障害にかかる医療の質の向上				
・依存症対策全国センターが実施する専門研修や県依存症治療拠点機関が実施する研修等を通じて、依存症治療に係る人材育成を推進し、県内における依存症医療の均てん化を図ります。	障害福祉課	依存症全国センターが実施する研修を各機関に案内し、複数の方が受講した。	継続実施	31
②医療連携の推進				
・依存症治療拠点医療機関において、アルコール依存を含む依存症に関する取組の情報発信や医療機関を対象とした依存症に関する研修などを実施することにより、一般医療機関やアルコール依存症の治療を実施していない精神科医療機関、自助グループ等の関係機関との連携体制(SBIRTS)を強化します。	障害福祉課	県依存症治療拠点機関において、取組の情報発信をするとともに、県内精神科医療機関や一般医療機関向けに依存症医療研修を実施した。	継続実施	31
③治療ガイドラインに基づく研修の周知				
・依存症治療拠点機関をはじめ、その他精神科医療機関や一般医療機関の医療従事者に対し、減酒による治療を選択肢として新たに盛り込んだ治療ガイドラインに基づき県が実施する研修の周知を図ります。	障害福祉課	飲酒ガイドラインを利用して具体的などのような普及啓発をするか検討中	今後取り組む予定。	31
3 回復支援・再発予防				
(1)社会復帰の支援				
①就労及び復職の支援				
・アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促します。	障害福祉課	令和7年2月28日に県依存症フォーラムを実施した。	県依存症フォーラムでは70名の方に御参加いただき、基調講演のほかアルコール依存症当事者家族による体験談によりアルコール依存症に対する理解を促した。	32
②アルコール依存症からの回復支援				
・アルコール依存症が疑われる者に対しては、適切な医療機関や相談窓口、自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行います。	障害福祉課	電話相談や面接相談にて、必要に応じて医療機関や自助グループ等を紹介し、適切な治療や支援につながるよう情報提供する。	継続実施	32
・依存症からの回復のための当事者向けグループミーティングを開催します。	障害福祉課	県内の医療機関や自助グループ等と連携を図りながら、当事者が集まり依存症からの回復を目指すグループミーティングを実施する。	継続実施	32
・アルコール依存症者が医療機関での受診後又は退院後において、社会復帰を視野に入れた支援(生活上の指導等や民間支援団体の紹介)に取り組みます。	障害福祉課	平成30年度より受診後の患者支援事業を実施。依存症治療拠点機関において、精神科病院を受診後又は退院後の依存症患者に対して、自助グループ等の民間団体と連携した支援を実施した。	継続実施	32
(2)民間団体の活動に対する支援				

施策	担当課	具体的取組	取組における反省点・課題	県計画のページ
①当事者及びその家族への支援				
・アルコールに関する問題を抱える方やその家族が自助グループ等の支援機関につながるよう、その活動を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所において、地域の社会資源である自助グループ等と連携し、依存症者リハビリミーティングや家族向け講演会等に取り組みます。	障害福祉課	・県内の医療機関や自助グループ等と連携を図りながら、当事者が集まり依存症からの回復を目指すグループミーティングを実施する。 ・令和7年9月、依存症問題を抱える家族への講演会を開催した。	継続支援	33
② 自助グループの活動に関する情報の発信				
・回復支援・再発防止における自助グループの果たす役割は重要であり、当事者及び家族等がその活動への参加につながるよう、自助グループの役割や活動内容をインターネットなど様々な情報媒体を通じて発信します。	障害福祉課	各研修会やフォーラム等での自助グループの概要や役割の紹介、リーフレットの配布を行った。	継続支援	33
4 基盤整備				
(1)アルコール健康障害対策の体制整備				
・精神保健福祉センター及び保健所を相談拠点として明確化し、早期介入手法の普及による機能強化を図るとともに、依存症治療拠点機関と地域の医療機関との連携により、依存症治療に対応できる体制を整備します。	障害福祉課	精神保健福祉センターでの依存相談等を実施している。	実施中	34
・医療、保健、福祉、教育、自助グループ、警察等関係機関で組織する協議会を定期的に開催し、連携強化を図るとともに、計画の進行管理や実情に即した課題の把握等に努めながらアルコール健康障害対策を着実に推進します。	障害福祉課	開催(本協議会)	本協議会	34
(2)人材の確保等				
・保健、医療及び福祉等の分野に従事する支援者向けにアルコール健康障害に対する理解や知識の啓発、対応方法習得のための研修会を開催します。	障害福祉課	・令和7年7月、依存症問題従事者研修を開催した。	継続実施	34
・依存症対策全国センターが実施する専門研修や県依存症治療拠点機関が実施する研修等を通じて、依存症治療に係る人材育成を推進し、県内における依存症医療の均てん化を図ります。(再掲)	障害福祉課	依存症全国センターが実施する研修を各機関に案内し、複数の方が受講した。	継続実施	34
(3)調査研究の活用等				
・アルコール健康障害に係る実態把握に努め、施策の充実を図ります。	障害福祉課	引き続きNDBデータや厚生労働科学研究等の研究データを収集し、アルコール健康障害に関する実態把握に努め、県計画や施策に反映する。	アルコール健康障害に関する最新データ(NDBデータ)の提供がなかなか実態を把握するのが難しい。	34

指標項目	担当課	現状 (R5年度実績)	目標 (R11年度まで)	実績 (R6年度)	実績の説明 (R6年度)	実績(又は実施予定) (R7年度)	実績(又は実施予定)の説明 (R7年度)	県計画のページ
【重点目標1】 学齢期の段階から飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、 将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防								
学校が実施する薬物乱用防止教室(薬学講座)等での指導	健康体育課	全校実施	(毎年度) 全校実施	全校実施	薬学講座は、小学校は5年生又は6年生、中学校・高等学校は全学年を対象に実施依頼。各校の実状に応じて、一部の学年で実施した学校もあるが、全校にて実施した。	全校実施	薬学講座は、小学校は5年生又は6年生、中学校・高等学校は全学年を対象に実施依頼。各校の実状に応じて、一部の学年で実施した学校もあるが、全校にて実施した。	36
市町(健康づくり担当課、母子担当課等)へのアルコールに関する情報提供回数	健康増進課	年3回	(毎年度) 年2回	年3回	R6.8、R6.12、R7.3に冊子を送付	年2回	R7.9、R7.12に冊子を送付	36
特定保健指導に関する研修会におけるアルコールに関する講義の開催回数	健康増進課	年1回	(毎年度) 年1回	年1回	R6.7.5特定保健指導に関する研修会において参加者96名に対し、アルコールに関する講義を実施。	年1回	R7.7.30特定保健指導に関する研修会において参加者98名に対し、アルコールに関する講義を実施。	36
県民向けフォーラム等の開催回数	障害福祉課	年1回	(毎年度) 年1回	年1回	年1回開催(R7.2.22) 参加者・・・54人 会場・・・静岡県男女共同参画センターあざみ テーマ・・・アディクション(依存症)の移り変わりを考える	年1回	年1回開催予定(R8.2.28) 参加者・・・70人 会場・・・静岡労政会館 テーマ・・・依存症と家族等への影響～回復のために仲間とつながる～	36
ゲートキーパーの養成数	障害福祉課	累計70,638人	(2027年度) 累計 86,000人	累計 74,502人	令和6年度養成数3,864人 県や市町、民間団体等により養成研修を実施	令和8年4月に集計	県や市町、民間団体等により養成研修を実施	36
【重点目標2】 アルコール健康障害に関する代溝う及び相談から治療、 回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備								
SBIRTS普及促進セミナーの開催回数	精神保健福祉C	年1回	(毎年度) 年1回	年1回実施	(公社)全日本新酒連盟が主催、県共催により、令和6年12月に開催した。	年1回実施	(公社)全日本新酒連盟が主催、県共催により、令和7年12月に開催した。	36
依存症相談拠点として県精神保健福祉センターが主催するアルコール依存症に関する相談会の実施回数	精神保健福祉C	年52回	(毎年度) 年60回	年36回実施	中部で月3回実施。	年36回実施予定	中部で月3回実施中。	36
アルコール依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数	障害福祉課	年2回	(毎年度) 年1回	年1回	令和6年9月19日	年1回	令和8年3月18日(本日)	36
依存症治療拠点機関が実施する医療従事者向け研修の受講者数	障害福祉課	68人	(R6～11年度) 累計 270人	65人	依存症治療拠点機関(聖明病院、服部病院)において実施。	令和8年4月に集計	依存症治療拠点機関(聖明病院、服部病院)において実施。	36
依存症対策全国センターが実施する指導者養成研修の受講者数	障害福祉課	2人	(毎年度) 3人	3人	継続実施	4人	継続実施	36

第 2 期ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況について

1 「第 2 期ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定

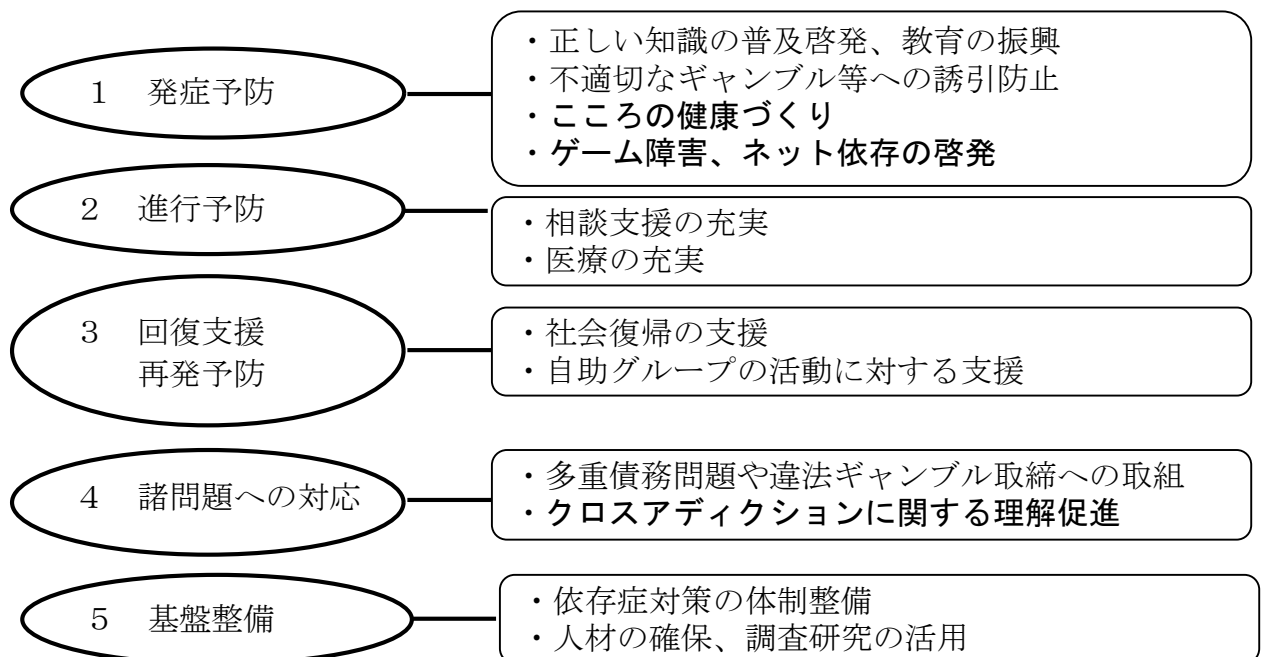
第 1 期計画の策定から 3 年が経過したことから、これまでの取組みにおける課題や近年のギャンブル等を巡る状況の変化を踏まえ、計画期間を令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とする第 2 期計画を策定した。

2 計画の概要

計画の位置付け	都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（ギャンブル等依存症対策基本法第 13 条第 1 項） 努力規定
計画期間	令和 6 年度～令和 8 年度（3 年間） ※3 年ごとに見直し
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策の実施や御本人及び御家族への支援による、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現 2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等に関する施策との有機的な連携 3 アルコール、薬物等への依存に関する施策との有機的な連携
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防 2 ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れの目ない支援体制の整備

※詳細は【資料 2-2】を御参照ください。

3 基本的施策



4 取組状況

- ・ 県精神保健福祉センターでの依存相談（電話）

依存物質・行為	延べ件数 (R5)	延べ件数 (R6)	延べ件数 (R7) ※
アルコール	73 件	64 件	60 件
薬物	24 件	23 件	16 件
ギャンブル	65 件	55 件	49 件
その他（ゲーム・ネット、性、買い物等）	23 件	34 件	35 件
合 計	185 件	176 件	160 件

※令和 7 年度は 12 月末時点

- ・ 依存症支援者研修

依存症に関する相談対応の向上や依存問題を抱える者に対する効果的な支援に関する基礎知識を習得するため、相談支援者や医療従事者向けの研修を実施する。

事業年度	開催日	研修テーマ	依存症の種別	参加者数
令和 6 年度	R6. 11. 29	依存症対策基礎研修 ～相談者への対応とつなぎ方～ (集合開催)	依存症全般	26 名
令和 7 年度	R7. 7. 28	依存症の基礎知識 依存症当事者の体験談 (ハイブリット開催)	依存症全般	88 名

※各機関の取組については、【資料 2-3】【資料 2-4】を御参照ください。

- ・ ゲーム障害・ネット依存対策事業

令和元年 5 月、WHO によりゲーム障害が精神疾患に位置づけられたことから、ゲーム障害・ネット依存への対策として、ワークショップ及び回復支援プログラムを実施している。※聖明病院に委託、ワークショップは県教育委員会との共催

- ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップ（令和 7 年度）

開催日	開催地域	開催日	開催地域
7 月 5 日(土)	沼津会場	11 月 15 日(土)	オンライン開催
8 月 16 日(土)	浜松会場	1 月 24 日(土)	富士会場
10 月 4 日(土)	静岡会場	2 月 14 日(土)	掛川会場

- ゲーム障害・ネット依存対策回復支援プログラム（令和 7 年度）

沼津、静岡、浜松の 3 会場で 5 回ずつ、計 15 回開催。

5 セルフチェック（スクリーニングテスト）の活用について

県（障害福祉課）では、家族や身の回りの方が依存症であることに早期に気づき、カウンセリングや治療に結びつけるため、様子がおかしいと感じたときに活用できる簡易版のチェックリストの普及を進めていくことを検討している。

- ・ギャンブル依存診断のためのスクリーニングテスト

SOGS (The South Oaks Gambling Screen)

○世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト。

○若年者用や地域の実情に合わせた修正版も作られている。

- ・ **ギャンブルで負けたとき、負けた分を取り返そうとして別の日にまたギャンブルをしましたか。**
(選択肢 a.しない、b.2回に1回はする、c.たいていそうする、d.いつもそうする (cまたはdを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルで負けたときも、勝っていると嘘をついたことがありますか。**
(選択肢 a.ない、b.半分はそうする、c.たいていそうする (bまたはcを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか。**
(選択肢 a.ない、b.以前はあったが今はない、c.ある (bまたはcを選択すると1点))
- ・ **自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- ・ **自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して、悪いなと感じたことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルをやめようと思っても、不可能だと感じたことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルの証拠となる券などを、家族の目に触れぬように隠したことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- ・ **借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルのために、仕事や学業をさぼったことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- ・ **ギャンブルに使うお金はどのようにしてつくりましたか。またどのようにして借金をしましたか。当てはまるものに何個でも○をつけてください。**
(選択肢 a.生活費を削って、b.配偶者のお金から、c.親類、知人から、d.銀行から、e.定期預金の解約、f.保険の解約、g.家財を売ったり質に入れて、h.消費者金融から、i.ヤミ金融から (○1個につき1点))

※ 12項目の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル依存の疑いありとされる。

※ 3点ないし4点の者は将来ギャンブル依存になる可能性が高い(問題ギャンブリング)。

Lesieur HR, Blume SB, 1987

・ゲーム依存、ネット依存診断のためのスクリーニングテスト

調べてみよう!
インターネットゲーム障害テスト(IGDT-10)
+

Internet Gaming Disorder Test 10

過去 12 ヶ月間のオフライン・オンラインなどを含めた全てのビデオゲームについて、以下の 10 問に答えてみてください。

A……まったくなかった B……ときどきあった C……よくあった

問	質 問	A	B	C
1	ゲームをしていないときにどれくらい頻繁に、ゲームのことを空想したり、以前にしたゲームのことを考えたり、次にするゲームのことを思ったりすることがありましたか			
2	ゲームがまったくできなかつたり、いつもよりゲーム時間が短かったとき、どれくらい頻繁にソワソワしたり、イライラしたり、不安になったり、悲しい気持ちになりましたか			
3	過去 12 ヶ月間で、十分ゲームをしたと感じるために、もっと頻繁に、またはもっと長い時間ゲームをする必要があると感じたことがありますか			
4	過去 12 ヶ月間で、ゲームをする時間を減らそうとしたが、うまくいかなかったことがありますか			
5	過去 12 ヶ月間で、友人に会ったり、以前に楽しんでいた趣味や遊びをすることよりも、ゲームのほうを選んだことがありますか			
6	なんらかの問題が生じているにもかかわらず、長時間ゲームをしたことがありますか。問題とはたとえば、睡眠不足、学校での勉強や職場での仕事がかどらない、家族や友人と口論する、すべき大切なことをしなかった、などです			
7	自分がどれくらいゲームをしていたかについて、家族、友人、またはほかの大切な人にばれないようにしようしたり、ゲームについてそのような人たちに嘘をついたことがありますか			
8	嫌な気持ちを晴らすためにゲームをしたことがありますか。嫌な気持ちとは、たとえば、無力に感じたり、罪の意識を感じたり、不安になったりすることです			
9	ゲームのために大切な人間関係を危うくしたり、失ったことがありますか			
10	過去 12 ヶ月間で、ゲームのために学校での勉強や職場での仕事がうまくできなかったことがありますか			

結果判定

質問①～⑧の「よくあった」を各 1 点、質問⑨～⑩はどちらかまたは両方が「よくあった」場合を 1 点と数えます。合計 5 点以上の場合に「ゲーム依存」と考えられます。

※依存傾向の人がチェックすると、判断が甘くなる場合があります。質問①～⑧の「ときどきあった」「よくあった」を各 1 点、質問⑨～⑩にひとつ以上「ときどきあった」「よくあった」があった場合を 1 点と数え、合計 5 点以上の場合は「ゲーム依存がはじまっている状態」と考え、警戒したほうがよいでしょう。

Király O et al. Addictive Behaviors, 2017 より
出典：「ネット依存・ゲーム依存がよくわかる本」

※障害福祉課リーフレット「もしかしたらゲーム依存・ネット依存？」

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

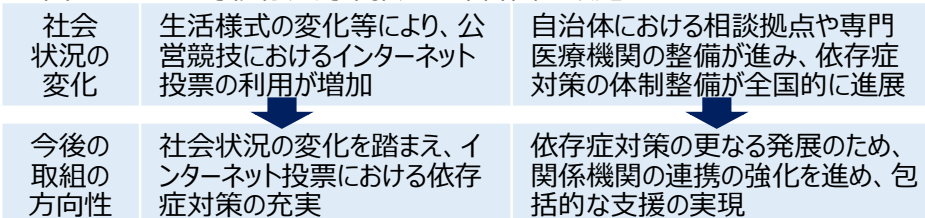
- ギャンブル等依存症は「やめたくてもやめられない」状態であり、本人及びその家族の日常・社会生活に影響が生じるだけでなく、多重債務や犯罪等深刻な事態が生じる場合がある。
- 令和3年3月に静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、ギャンブル等依存症の発症、進行、予再発の各段階に応じた予防対策を講じてきた。
- これまでの取組から明らかになった課題や、2022年3月に改訂された国の基本計画を踏まえ、第2期静岡県ギャンブル等依存症対策基本計画を策定する。

2 計画の位置づけ・計画期間

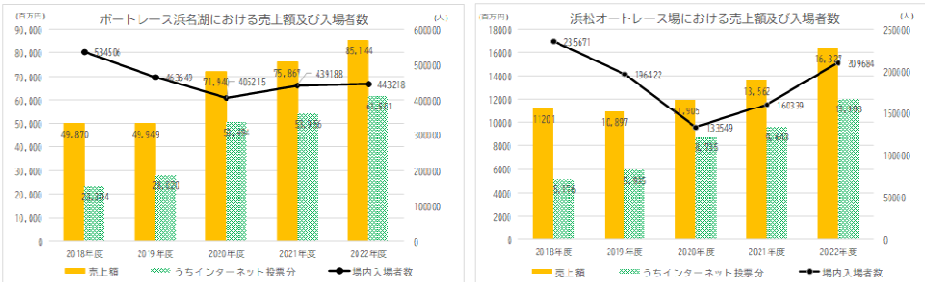
- ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく県計画
- 令和6年度～令和8年度(3年間)

II ギャンブル等をめぐる状況

1 国ギャンブル等依存症対策推進基本計画の改定



2 公営競技(浜名湖競艇・浜松オート)におけるインターネット投票の状況



3 ギャンブル等依存に関する課題感

◆昨年度の【静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会】での主な意見

- インターネット投票の普及による影響
 - ⇒低年齢化、賭け金額の高額化 ※目に見えない者への啓発に苦慮
 - ⇒より安易に賭け事ができる環境(スマホで決済まで完結できる)
- オンラインカジノ…ギャンブルの入口として若者が利用しやすい環境
- 消費相談ではデジタル関係(課金)の相談が増えている
 - ⇒低年齢からの消費者教育が重要(SNSによる啓発等)
- デジタル化の進行により、実感が薄くなることでトラブル(被害)が大きくなる

◆その他、診療・相談等を通じた課題感

- 本人にギャンブル依存の認識(病識)がない⇒相談・治療につながりにくい
- ゲーム、ネットへの依存に関して、保護者からの相談が増加している傾向
- 消費者相談ではデジタル関係(課金)の相談が増加している

※オンラインゲームの依存性

オンライン	チームで参加⇒やめられない 飽きさせない工夫⇒終わりが無い
課金(ガチャ)	金銭的な影響が大きい ※子ども…浪費している認識が薄い
ランキング	現実世界では得られにくい達成感・自己肯定感を満たしやすい

III 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することで、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す。
- ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る。
- 医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図る。

2 重点目標

- ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防
- ギャンブル等依存症に関する予防及び相談からの治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

IV 施策体系(重点目標を対策ごと細分化)

段階	施策の方向性	基本的施策・主な取組	主な活動指標	現状(R4)	目標値
発症予防	正しい知識の普及・教育及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり	【正しい知識の普及啓発、教育の振興等】 ・依存症の理解を深めるための普及啓発 ・児童生徒に対する『コントロール障害』の理解促進	県民向け依存症フォーラム等の開催	年1回	毎年度年1回
		【不適切なギャンブル等への誘引防止】 ・ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告宣伝	高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施	各校にて実施	毎年度継続実施
		【こころの健康づくり】 ・学校、職場、地域等でのメンタルヘルス対策の推進	ゲートキーパーの養成	64,605人	累計86,000人(2027年)
進行予防	誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる連携体制づくり	【ゲーム障害、ネット依存の啓発】 ・教育関係者、一般県民に対する理解促進	ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップ開催	年6回	毎年度継続実施
		【相談支援の充実】 ・相談支援体制の充実と本人・家族への支援 ・相談支援者の育成 ・消費生活相談における適切な対応	精神保健福祉センター主催の相談会実施回数	年58回	毎年度年60回
再回復支援	ギャンブル等依存症である者が円滑に回復・社会復帰するための体制づくり	【医療の充実と連携の促進】 ・医療従事者養成 ・医療連携の推進	医療従事者向け研修の受講者数	83人	R6~8年累計240人
		【社会復帰の支援】 ・自助グループと連携した回復支援	リハビリミーティングの実施	年36回	毎年度年36回
関連問題への対応	関連する諸問題に対応する機関の連携	【民間団体の活動に対する支援】 ・自助グループが担う役割の周知、活動支援	依存症者家族向け講演会の開催	年1回	毎年度年1回
		【多重債務問題への取組】 ・消費生活センターなど相談機関での対応強化	消費生活相談員による相談支援の継続実施	継続実施	継続実施
		【違法なギャンブル等の取締りの強化】 ・違法ギャンブル等に対する取締り	依存症支援者向け研修の実施回数	年1回	毎年度年1回
基盤整備	ギャンブル等依存症対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究	【クロスアディクションの理解促進】 ・依存症支援者研修等での周知	連絡協議会の開催回数	年1回	毎年度年1回
		【依存症対策の体制整備】 ・包括的な連携体制の構築	-	-	-
基盤整備	ギャンブル等依存症対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究	【人材の確保】【調査研究の活用】 ・依存症相談指導者研修(国実施)への参加	-	-	-
		【依存症対策の体制整備】 ・包括的な連携体制の構築	-	-	-

V 推進体制等

- 関連施策との有機的な連携
 - 静岡県保健医療計画、静岡県健康増進計画及び静岡県アルコール健康障害対策推進計画に基づく施策との有機的な連携
- 推進体制
 - 庁内関係課室等と相互連絡・調整を行い、本計画の取組を推進
- 進行管理
 - 国の実態調査の結果を踏まえて、計画の有効な指標を設定 必要に応じた計画の見直し

【静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画】(第2期)に記載された取組

1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	
②関係事業者による普及啓発	関係事業者は、公営競技場やぱちんこ営業所内において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組みます。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	
①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝	・公営競技事業者は、メディア側の基準(「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等)に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。 ・ぱちんこ営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以下「風営適正化法」という。)に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
②本人・家族申告によるアクセス制限の強化	関係事業者において、ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。
③20歳未満の者等の利用の禁止等	・関係事業者は、公営競技場内及びぱちんこ営業所内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組みます。
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	
④関係事業者による相談支援	・公営競技事業者は、各公営競技場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。 ・ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN※)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。
3 再発予防	
	※記載事項なし
4 多重債務問題等への取組	
	※記載事項なし
5 基盤整備	
(1)依存症対策の体制整備	
②関係事業者における体制整備	・公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症対策に対する責任ある従業員教育を継続的に実施していくとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないよう、担当者に対する研修を充実させます。 ・ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。【再掲】 ・静岡県遊技業協同組合は、講習会を計画的に開催して「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、ぱちんこ営業所への複数配置を推進します。

令和6年度の取組状況(第2期計画)	
1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	
②関係事業者による普及啓発	インフォメーション、有料席各インフォメーションでリーフレットを各100枚、マンガで解説(2種類)を各30部ずつお客様の手に取れる位置に配置。また、場内各箇所において注意喚起のポスター等を適切な場所に掲示。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	
①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝	令和4年3月に制定された「ポートレース広告・宣伝指針」等に基づいた広告・宣伝の継続実施。
②本人・家族申告によるアクセス制限の強化	ギャンブル等依存症発症のおそれがある本人希望により「浜名湖競走場における入場制限の同意書」に基づきアクセス制限に関する取組を引き続き実施。
③20歳未満の者等の利用の禁止等	出走表、広告物、ホームページ、場内放送、場内映像、ステッカーの添付、巡回警備強化等による20歳未満の者への注意喚起等を実施。
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	
④関係事業者による相談支援	ポートレース場内の相談所において相談対応するとともに、依存症が疑われる場合はギャンブル依存症予防回復支援センター等適切な専門機関を紹介。 R7年7月 依存症専門機関・相談窓口等への紹介件数 1件
3 再発予防	
4 多重債務問題等への取組	
5 基盤整備	
(1)依存症対策の体制整備	
②関係事業者における体制整備	ポートレース業界及び静岡県公営競技連絡協議会主催の研修に参加。また、ギャンブル等依存症研修に参加したことのない企業団職員向けの研修を実施。

令和7年度の取組状況・取組予定(第2期計画)	
1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	
②関係事業者による普及啓発	インフォメーション、有料席各インフォメーションでリーフレットを各100枚、マンガで解説(3種類)を各30部ずつお客様の手に取れる位置に配置。また、場内各箇所において注意喚起のポスター等を適切な場所に掲示。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	
①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝	令和4年3月に制定された「ポートレース広告・宣伝指針」等に基づいた広告・宣伝の継続実施。また、令和8年1月に改訂された同指針(ポイント付与サービスの考え方)等に基づいた広告・宣伝の継続実施。
②本人・家族申告によるアクセス制限の強化	ギャンブル等依存症発症のおそれがある本人希望により「浜名湖競走場における入場制限の同意書」に基づきアクセス制限に関する取組を引き続き実施。
③20歳未満の者等の利用の禁止等	出走表、広告物、ホームページ、場内放送、場内映像、ステッカーの添付、巡回警備強化等による20歳未満の者への注意喚起等を実施。
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	
④関係事業者による相談支援	ポートレース場内の相談所において相談対応するとともに、依存症が疑われる場合はギャンブル依存症予防回復支援センター等適切な専門機関を紹介。 R7年7月 依存症専門機関・相談窓口等への紹介件数 1件
3 再発予防	
4 多重債務問題等への取組	
5 基盤整備	
(1)依存症対策の体制整備	
②関係事業者における体制整備	ポートレース業界(3月未定)及び静岡県公営競技連絡協議会主催(3/18)の研修に参加予定。

その他:計画に記載されていない取組であっても、ギャンブル等依存症対策として実施している取組がありましたら以下に記載願います。

その他:計画に記載されていない取組であっても、ギャンブル等依存症対策として実施している取組がありましたら以下に記載願います。

【静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画】(第2期)に記載された取組

令和6年度取組状況(第2期計画)

令和7年度取組状況・取組予定(第2期計画)

1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	②関係事業者による普及啓発 関係事業者は、公営競技場やばちんこ営業所内において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組みます。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝 ・公営競技事業者は、メディア側の基準(「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等)に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。 ・ばちんこ営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
	②本人・家族申告によるアクセス制限の強化 ・関係事業者において、ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめることを望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。
	③20歳未満の者等の利用の禁止等 ・関係事業者は、公営競技場内及びばちんこ営業所内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組みます。
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	④関係事業者による相談支援 ・公営競技事業者は、各公営競技場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。 ・ばちんこ営業者は、各ばちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN※)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。
3 再発予防	
	※記載事項なし
4 多重債務問題等への取組	
	※記載事項なし
5 基盤整備	
(1)依存症対策の体制整備	②関係事業者における体制整備 ・公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症対策に対する責任ある従業員教育を継続的に実施していくとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないよう、担当者に対する研修を充実させます。 ・ばちんこ営業者は、各ばちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。【再掲】 ・静岡県遊技業協同組合は、講習会を計画的に開催して「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、ばちんこ営業所への複数配置を推進します。

1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	②関係事業者による普及啓発 場内にポスター掲示 静岡競輪場HPIに記載
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝 場内にポスター掲示 静岡競輪場HPIに記載
	②本人・家族申告によるアクセス制限の強化 該当者なし
	③20歳未満の者等の利用の禁止等 場内にポスター掲示 静岡競輪場HPIに記載
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	④関係事業者による相談支援 相談窓口を設置するとともに、「静岡市こころの健康センター」、「(公財)JKAお客様相談コーナー」、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の周知を行っている。
3 再発予防	
4 多重債務問題等への取組	
5 基盤整備	
(1)依存症対策の体制整備	②関係事業者における体制整備 研修を2回実施
	研修を3回実施予定

その他:計画に記載されていない取組であっても、ギャンブル等依存症対策として実施している取組がありましたら以下に記載願います。

その他:計画に記載されていない取組であっても、ギャンブル等依存症対策として実施している取組がありましたら以下に記載願います。

【静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画】(第2期)に記載された取組

令和6年度取組状況(第2期計画)

令和7年度取組状況・取組予定(第2期計画)

1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	②関係事業者による普及啓発 関係事業者は、公営競技場やばちんこ営業所内において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組めます。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	
①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝	・公営競技事業者は、メディア側の基準(「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等)に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。 ・ばちんこ営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
②本人・家族申告によるアクセス制限の強化	・関係事業者において、ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。
③20歳未満の者等の利用の禁止等	・関係事業者は、公営競技場内及びばちんこ営業所内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組めます。
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	④関係事業者による相談支援 ・公営競技事業者は、各公営競技場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。 ・ばちんこ営業者は、各ばちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN※)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。
3 再発予防	
	※記載事項なし
4 多重債務問題等への取組	
	※記載事項なし
5 基盤整備	
(1)依存症対策の体制整備	②関係事業者における体制整備 ・公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症対策に対する責任ある従業員教育を継続的に実施していくとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないよう、担当者に対する研修を充実させます。 ・ばちんこ営業者は、各ばちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。【再掲】 ・静岡県遊技業協同組合は、講習会を計画的に開催して「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、ばちんこ営業所への複数配置を推進します。

1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	②関係事業者による普及啓発 5/3から5/20までギャンブル等依存症問題啓発週間の周知として、場内にポスターを掲示し、ホームページ、場内モニター、CS放送で周知した。普及啓発として、相談窓口でのリーフレットの配布、出走表、ホームページ、場内モニター、CS放送での定期的なテロップやアナウンスにより、継続的に取り組んだ。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	
①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝	オートレース業界で独自に策定した「オートレース広告・宣伝指針」(ガイドライン)に基づき、ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝を行った。
②本人・家族申告によるアクセス制限の強化	本人やその家族から入場禁止の申告があった場合は、入場禁止の措置を実施するように場内の警備員に周知した。(実績なし。)
③20歳未満の者等の利用の禁止等	入場口で警備員等が、20歳未満の者の単身での入場を監視し、入場禁止の措置を行った。また、場内巡回、車券発売機へのステッカー、出走表、ホームページ、場内モニター、CS放送での定期的なテロップやアナウンスにより、注意喚起を促した。(20歳未満の者の単身での入場がなかったため、実績なし。)
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	④関係事業者による相談支援 場内のインフォメーションに相談窓口を設置し、相談を受けた場合は、入場禁止措置等を伺い、市精神保健福祉センターへの紹介に努めた。(相談実績なし。)
3 再発予防	
4 多重債務問題等への取組	
5 基盤整備	
(1)依存症対策の体制整備	②関係事業者における体制整備 オートレース業界が実施した研修(令和6年11月20日と令和7年2月28日)に6人、静岡県公営競技連絡協議会が実施した研修(令和7年1月16日)に1人参加し、担当者の知識や能力の向上に努めた。
その他:計画に記載されていない取組であっても、ギャンブル等依存症対策として実施している取組がありましたら以下に記載願います。	
	「オートレース広告・宣伝指針」を改正(令和8年2月1日施行)し、ポイント制度の見直しを行い、過度なポイント付与やランク制による誘引を規制するようにした。

【静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画】(第2期)に記載された取組

令和6年度の取組状況(第2期計画)

令和7年度の取組状況・取組予定(第2期計画)

1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	②関係事業者による普及啓発 関係事業者は、公営競技場やばちんこ営業所において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組みます。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝 ・公営競技事業者は、メディア側の基準(「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等)に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。 ・ばちんこ営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
	②本人・家族申告によるアクセス制限の強化 ・関係事業者において、ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。
	③20歳未満の者等の利用の禁止等 ・関係事業者は、公営競技場内及びばちんこ営業所内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組みます。
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	④関係事業者による相談支援 ・公営競技事業者は、各公営競技場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。 ・ばちんこ営業者は、各ばちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN※)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。
3 再発予防	
	※記載事項なし
4 多重債務問題等への取組	
	※記載事項なし
5 基盤整備	
(1)依存症対策の体制整備	②関係事業者における体制整備 ・公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症対策に対する責任ある従業員教育を継続的に実施していくとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないよう、担当者に対する研修を充実させます。 ・ばちんこ営業者は、各ばちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。【再掲】 ・静岡県遊技業協同組合は、講習会を計画的に開催して「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、ばちんこ営業所への複数配置を推進します。

1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	②関係事業者による普及啓発 場内に依存症啓発ポスターを掲示、発売窓口に啓発文を掲示、場内放送・ホームページ及びサイネージによる啓発、啓発リーフレットを案内所等において配布した。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝 競輪の広告・宣伝に関するガイドライン及び「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等に基づいた広告・宣伝を行った。
	②本人・家族申告によるアクセス制限の強化 申告があった際には、入場制限等の実施を行う体制をとった。(令和5年度実績0件)
	③20歳未満の者等の利用の禁止等 場内警備員により20歳未満と思われる来場者に対し、年齢確認を行った。
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	④関係事業者による相談支援 場内に相談窓口を設け、相談があった場合は専門のギャンブル依存症相談窓口を紹介する体制をとった(令和5年度相談件数0件)
3 再発予防	
	取組実績なし
4 多重債務問題等への取組	
	取組実績なし
5 基盤整備	
(1)依存症対策の体制整備	②関係事業者における体制整備 静岡県公営競技連絡協議会で依存症対策研修会を開催し、職員が依存症に関する知識を深めた。

1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	②関係事業者による普及啓発 令和6年度の取組を継続実施する。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝 令和6年度の取組を継続実施する。
	②本人・家族申告によるアクセス制限の強化 令和6年度の取組を継続実施する。
	③20歳未満の者等の利用の禁止等 令和6年度の取組を継続実施する。
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	④関係事業者による相談支援 令和6年度の取組を継続実施する。

その他:計画に記載されていない取組であっても、ギャンブル等依存症対策として実施している取組がありましたら以下に記載願います。	その他:計画に記載されていない取組であっても、ギャンブル等依存症対策として実施している取組がありましたら以下に記載願います。

【静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画】(第2期)に記載された取組

1 発症予防	
(1)正しい知識の普及啓発	②関係事業者による普及啓発 関係事業者は、公営競技場やばちんこ営業所内において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組めます。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝 ・公営競技事業者は、メディア側の基準(「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等)に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。 ・ばちんこ営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。 ②本人・家族申告によるアクセス制限の強化 ・関係事業者において、ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。 ③20歳未満の者等の利用の禁止等 ・関係事業者は、公営競技場内及びばちんこ営業所内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組めます。
2 進行予防	
(1)相談支援の充実	④関係事業者による相談支援 ・公営競技事業者は、各公営競技場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。 ・ばちんこ営業者は、各ばちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN※)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。
3 再発予防	
	※記載事項なし
4 多重債務問題等への取組	
	※記載事項なし
5 基盤整備	
(1)依存症対策の体制整備	②関係事業者における体制整備 ・公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症対策に対する責任ある従業員教育を継続的に実施していくとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないよう、担当者に対する研修を充実させます。 ・ばちんこ営業者は、各ばちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。【再掲】 ・静岡県遊技業協同組合は、講習会を計画的に開催して「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、ばちんこ営業所への複数配置を推進します。

令和6年度取組状況(第2期計画)	令和7年度取組状況・取組予定(第2期計画)
1 発症予防	1 発症予防
(1)正しい知識の普及啓発	(1)正しい知識の普及啓発
②関係事業者による普及啓発	②関係事業者による普及啓発
店舗内に「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。」等の注意喚起標語を記載したポスター及び標語が記載された「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を掲示・設置するとともに、新聞折込チラシ等に標語を記載するなどして、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組んだ。	店舗内に「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。」等の注意喚起標語を記載したポスター及び標語が記載された「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を掲示・設置するとともに、新聞折込チラシ等に標語を記載するなどして、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組んだ。
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	(3)不適切なギャンブル等への誘引防止
①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝	①ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝
令和5年6月から関係4団体で作成した「広告宣伝ガイドライン」に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝に務めた。	令和5年6月から関係4団体で作成した「広告宣伝ガイドライン」に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝に務めた。
②本人・家族申告によるアクセス制限の強化	②本人・家族申告によるアクセス制限の強化
「自己申告・家族申告プログラム」未導入店舗の導入を促し、令和7年3月末は「自己申告プログラム」は195店舗(100%)、「家族申告プログラム」は191店舗(98%)が導入した。	「自己申告・家族申告プログラム」未導入店舗の導入を促し、令和7年12月末は「自己申告プログラム」は189店舗(100%)、「家族申告プログラム」は185店舗(98%)が導入した。
③20歳未満の者等の利用の禁止等	③20歳未満の者等の利用の禁止等
店舗出入口等に「18歳未満の者の入場禁止」プレート又はポスターを掲示するなどして、18歳未満の者による店舗内への立入及び遊技禁止の強化に取り組んだ。	店舗出入口等に「18歳未満の者の入場禁止」プレート又はポスターを掲示するなどして、18歳未満の者による店舗内への立入及び遊技禁止の強化に取り組んだ。
2 進行予防	2 進行予防
(1)相談支援の充実	(1)相談支援の充実
④関係事業者による相談支援	④関係事業者による相談支援
リカバリーサポート・ネットワークの相談窓口や「自己申告・家族申告プログラム」を紹介するとともに、店舗内にネットワークの相談窓口等が記載されたポスター等を掲示・設置して、その周知を積極的に行った。「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会」を2回開催し、91名が受講終了し、新規アドバイザーとして活動を始めた。	リカバリーサポート・ネットワークの相談窓口や「自己申告・家族申告プログラム」を紹介するとともに、店舗内にネットワークの相談窓口等が記載されたポスター等を掲示・設置して、その周知を積極的に行った。「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会」を2回開催し、64名が受講終了し、新規アドバイザーとして活動を始めた。
3 再発予防	3 再発予防
4 多重債務問題等への取組	4 多重債務問題等への取組
5 基盤整備	5 基盤整備
(1)依存症対策の体制整備	(1)依存症対策の体制整備
②関係事業者における体制整備	②関係事業者における体制整備
リカバリーサポート・ネットワークの相談窓口や「自己申告・家族申告プログラム」を紹介するとともに、店舗内にネットワークの相談窓口等が記載されたポスター等を掲示・設置して、その周知を積極的に行った。「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会」を2回開催し、91名が受講終了し、新規アドバイザーとして活動を始めた。	リカバリーサポート・ネットワークの相談窓口や「自己申告・家族申告プログラム」を紹介するとともに、店舗内にネットワークの相談窓口等が記載されたポスター等を掲示・設置して、その周知を積極的に行った。「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会」を2回開催し、64名が受講終了し、新規アドバイザーとして活動を始めた。
「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会」を令和6年10月23日、24日と開催したほか、経営者・店長等研修会を令和7年2月13日に開催し依存症等に対する知識の涵養に努めた。	「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会」を令和7年10月22日、23日と開催したほか、経営者・店長等研修会を令和8年2月10日に開催し依存症等に対する知識の涵養に努めた。

その他:計画に記載されていない取組であっても、ギャンブル等依存症対策として実施している取組がありましたら以下に記載願います。

VI 基本的施策・主な取組

1 発症予防

(1) 正しい知識の普及啓発

ギャンブル等依存症が病気であることが県民に十分に理解されておらず、適切な医療や相談窓口につながりにくい状況があります。

また、病気に気付かず、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。

このことから、社会全体におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識を積極的に普及啓発するため、以下の取組を実施します。

① 依存症の理解を深めるための普及啓発

- ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識に関するリーフレット等を関係事業者及び保健所を始めとする相談窓口等に配布し、依存症の知識に関する普及啓発に継続的に取り組みます。(障害福祉課)

令和6年度実施内容

本計画関係機関に対して、依存症全般に係る啓発リーフレットを配布した。

これまでの取組における課題等

リーフレットの配架・配布等を通じて、継続的な周知が必要である。

今後の方向性

引続き関係機関に対するリーフレット配布を通じ、依存症の知識に関する普及啓発を継続的に取り組む。

令和7年度実施(予定)内容

本計画関係機関に対して、依存症全般に係る啓発リーフレットを配布した。

これまでの取組における課題等

リーフレットの配架・配布等を通じて、継続的な周知が必要である。

今後の方向性

引続き関係機関に対するリーフレット配布を通じ、依存症の知識に関する普及啓発を継続的に取り組む。

- ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日から同月20日まで)を通じて、県、市町、関係事業者等が連携し、ギャンブル等にのめり込むリスクや依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。(障害福祉課)

令和 6 年度実施内容

各健康福祉センター、市町及び計画関係機関に対して、ギャンブル等依存症問題啓発週間に係る啓発ポスターを配布するとともに、県庁本館前に立看板を設置することでギャンブル等依存症に係る啓発に取り組んだ。

これまでの取組における課題等

リーフレットの配架・配布等を通じて、継続的な周知が必要である。

今後の方向性

引き続き同週間における普及啓発に取り組む。

令和 7 年度実施（予定）内容

各健康福祉センター、市町及び計画関係機関に対して、ギャンブル等依存症問題啓発週間に係る啓発ポスターを配布するとともに、県庁本館前に立看板を設置することでギャンブル等依存症に係る啓発に取り組んだ。

これまでの取組における課題等

リーフレットの配架・配布等を通じて、継続的な周知が必要である。

今後の方向性

引き続き同週間における普及啓発に取り組む。

- ・ 広く県民を対象とした講演会等の実施、県ホームページや SNS 等のメディアの活用による情報発信を通じ、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組めます。
(障害福祉課)

令和 6 年度実施内容

令和 7 年 2 月 22 日に県民を対象に「アディクション（依存症）の移り変わりを考える」をテーマに依存症フォーラムを実施した。

これまでの取組における課題等

依存症者本人やその御家族のみならず、各種相談機の関従事者に対する依存症問題への理解促進や自助グループ等との連携が重要である。

今後の方向性

引き続き県民向けのフォーラムを企画するとともに、県ホームページの編集や SNS 等での情報発信を通じて、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組む。

令和 7 年度実施（予定）内容

令和 8 年 2 月 28 日に県民を対象に「依存症と家族等への影響」をテーマに依存症フォーラムを実施した。

これまでの取組における課題等

依存症者本人やその御家族のみならず、各種相談機の関従事者に対する依存症問題への理解促進や自助グループ等との連携が重要である。

今後の方向性

引き続き県民向けのフォーラムを企画するとともに、県ホームページの編集や SNS 等での情報発信を通じて、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組む。

② 関係事業者による普及啓発

- ・ 関係事業者は、公営競技場やぱちんこ営業所内において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組めます。

③ 消費者向けの総合的な情報提供

- ・ 消費者庁が示している、ギャンブル等依存症に関する注意喚起・普及啓発リーフレット等を県内の消費生活センターに配架するとともに、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に取り組みます。 (県民生活課)

令和6年度実施内容

依存症問題についての個人向け及び家族向けのリーフレットを、県庁、各県民生活センター、賀茂広域消費生活センターでの配架やキャンペーン等での配布を通じて、周知を行った。

これまでの取組における課題等

リーフレットの配架・配布等を通じて、継続的な周知が必要である。

今後の方向性

引き続き、県民生活センター等においてリーフレットを配架するとともに県民にその活用を働きかけ、注意喚起・普及啓発を行っていく。

令和7年度実施(予定)内容

依存症問題についてのポスターを賀茂広域消費生活センター等へ配付し、県庁でも掲示することで周知を行った。

これまでの取組における課題等

ポスターの掲示やリーフレットの配架・配布等を通じて、継続的な周知が必要である。

今後の方向性

引き続き、県民生活センター等においてポスターの掲示やリーフレットの配架をするとともに県民にその活用を働きかけ、注意喚起・普及啓発を行っていく。

- ・ 県ホームページを始めとした、多様な広報媒体を活用し情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。 (県民生活課)

令和6年度実施内容

県ホームページ、県民だより、チラシ・ポスター等において相談窓口の周知を行った。また、12月の静岡県多重債務相談推進月間においては、市町、福祉団体等に協力を要請し、相談会案内のリーフレットを配布し周知した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

県ホームページ、県民だより、チラシ等において多重債務相談窓口の周知を行った。また、12月の静岡県多重債務相談推進月間においては、市町、福祉団体等に協力を要請し、相談会案内のチラシを配布し周知した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

④ 青少年等に対する普及啓発の推進

- ・ 新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題啓発週間や子供・若者育成支援推進強調月間（毎年11月）等において、リーフレット等の配布や情報発信を通じ、知識の普及に取り組みます。

（社会教育課）

令和6年度実施内容

令和6年11月9日（土）に御前崎市で開催する「子供・若者育成支援推進強調月間静岡県大会」で、来場者へリーフレットを配布した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

令和7年11月22日（日）に牧之原市で開催した「子供・若者育成支援推進強調月間静岡県大会」で、来場者へリーフレットを配布した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

(2) 教育の振興等

2022年度から実施された新学習指導要領において、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることとなったため、学校において指導する上で参考となる資料の活用などにより、教員等の理解を深めていきます。

① ギャンブル等依存症に関する教員の理解の促進

- ・ 学校においては、教員用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を活用して、ギャンブル等依存症を含む精神疾患について指導に当たります。
(健康体育課)

令和6年度実施内容

教師用指導参考資料の活用も含め、学習指導要領に従い、各校での実施を呼び掛けた。

これまでの取組における課題等

特に課題としては把握していない。

今後の方向性

継続。

令和7年度実施（予定）内容

教師用指導参考資料の活用も含め、学習指導要領に従い、各校での実施を呼び掛けている。

これまでの取組における課題等

特に課題としては把握していない。

今後の方向性

継続実施。

② 保護者等への普及啓発の推進

- ・ 保護者会、PTA総会で学校に保護者が来校する機会等を捉えて、ギャンブル等にのめり込むリスク等について周知します。
(健康体育課)

令和6年度実施内容

各校の実情に応じた実施を呼び掛けた。

これまでの取組における課題等

保護者に配布できるリーフレットのようなものがあれば配付し、理解を深めてもらうことが可能と考える。

今後の方向性

継続。

令和7年度実施（予定）内容

各校の実情に応じたの実施を呼び掛けている。

これまでの取組における課題等

保護者に配布できるリーフレットのようなものがあれば配付し、理解を深めてもらうことが可能と考える。

今後の方向性

継続実施。

(3) 不適切なギャンブル等への誘引防止

ギャンブル等への依存を防止するためには、関係事業者による広告・宣伝の在り方やアクセス制限など、依存を生じさせない環境づくりが重要となります。

射幸心をあおる内容の広告・宣伝を抑制するとともに、インターネット投票の利用増加を踏まえた本人・家族申告によるアクセス制限の強化、20歳未満の者等による投票券の購入や利用の禁止等により、不適切なギャンブル等への誘引を防止するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝

- ・ 公営競技事業者は、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
- ・ ぱちんこ営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
- ・ 風営適正化法第16条に基づき、ぱちんこ営業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝を行わないよう指導を行います。（生活保安課）

令和6年度実施内容

パチンコ営業所に対する立入りを行ったが、店内の広告について清浄な風俗環境を害するおそれのある広告等は確認されていない。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

パチンコ営業所に対する立入りをやっているが、店内の広告について清浄な風俗環境を害するおそれのある広告等は確認されていない。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

② 本人・家族申告によるアクセス制限の強化

- ・ 関係事業者において、ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。

③ 20歳未満の者等の利用の禁止等

- ・ 関係事業者は、公営競技場内及びぱちんこ営業所内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組みます。

(4) こころの健康づくり

ギャンブル等依存症に至る背景には、学校や職場、家庭等様々な場面で感じるストレスや、不安による孤独感が関係していると言われていたことから、県民のメンタルヘルス対策を推進する必要があります。

孤独・孤立対策や自殺対策施策との連携により、県民のメンタルヘルス対策に取り組むことが、ギャンブル等依存症の発症予防につながると考えられるため、以下の取組を実施します。

① 職場における健康づくりの推進

- ・ こころのSOSのサインを発している従業員を早期に発見し、適切な支援を行うことができる「ゲートキーパー」を企業内に養成するため、人事労務担当者・衛生管理者等を対象に、職場におけるメンタルヘルスに対する理解をテーマとした研修会を実施します。(障害福祉課)

令和6年度実施内容

企業の人事労務者向けのゲートキーパーを開催するとともに、令和6年度の新規取組として、業保健総合支援センターと連携して、職場メンタルヘルス対策に係る産業保健特別セミナーを開催し、セミナーの一駒として、県から講師として職員を派遣し、ゲートキーパー研修を実施した。

これまでの取組における課題等

企業の人事労務担当者向けのゲートキーパー研修は、オンライン研修のため、グループワークで参加者が発言しにくそうな印象を受けた。参加者も例年より減少した。

今後の方向性

周知方法等を見直したうえで継続実施する。

令和7年度実施(予定)内容

企業の人事労務担当者向けのゲートキーパー研修を年2回オンラインで開催した。

これまでの取組における課題等

企業向けゲートキーパー研修について、講師変更やファシリテーターの追加、周知先の追加等の変更を図った。結果として、昨年度を上回る参加者が得られた。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 従業員の健康づくりを推進するため、具体的な目標を宣言する「ふじのくに健康づくり推進事業所」の拡大、優良事業所の表彰、好事例の情報発信等を実施します。(健康増進課)

令和 6 年度実施内容

「ふじのくに健康づくり推進事業所」の拡大、優良事業所の表彰、健康経営セミナーの実施。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容

「ふじのくに健康づくり推進事業所」の拡大、優良事業所の表彰、健康経営セミナーの実施。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 職場におけるハラスメント対策を推進するため、労働法セミナーにおいて、職場のハラスメントの内容やその予防・解決を解説し、ハラスメントに関わる法制度を周知啓発するとともに、各県民生活センターに労働相談窓口を設置し、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの相談に対応します。

（産業人材課）

令和 6 年度実施内容

労働法セミナーを県内 3 会場（東・中・西）及びオンラインにより実施したほか、当該セミナーのオンデマンド配信を期間限定で一般公開した。また、東・中・西部県民生活センターに設置している中小企業労働相談所の 3 つの相談窓口において労働相談を実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容

労働法セミナーを県内 3 会場（東・中・西）及びオンラインにより実施しているほか、当該セミナーのオンデマンド配信を期間限定で一般公開している。また、東・中・西部県民生活センターに設置している中小企業労働相談所の 3 つの相談窓口において労働相談を実施している。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

② 地域における健康づくりの推進

- ・ ころの悩みや不安を抱えた方が安心して悩みを打ち明けられるよう、「ころの電話」、「若者ころの悩み相談窓口」等による電話相談を実施します。

(障害福祉課)

令和 6 年度実施内容

24 時間体制で電話相談を実施した。

これまでの取組における課題等

回線が混み合っすぐにつなげられないケースがある。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容

24 時間体制で電話相談を実施している。

これまでの取組における課題等

回線が混み合っすぐにつなげられないケースがあったため、一人一日 1 回 30 分以内での利用を促すメッセージを冒頭に追加し、多くの方が利用できるように試みた。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 市町や各保健所、精神保健福祉センターにおいて電話や来所、訪問による精神保健福祉相談を実施します。

(障害福祉課)

令和 6 年度実施内容

関係機関と連携し、精神保健福祉全般に関するころの電話相談や、依存症者本人や家族の個別相談を行う依存相談を実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

関係機関と連携し、精神保健福祉全般に関するこころの電話相談や、依存症者本人や家族の個別相談を行う依存相談を実施する。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 若年層において主要なコミュニケーションツールとなっているLINEを活用し、若年層向けSNS相談窓口（ライン相談@静岡）による相談を実施します。
（障害福祉課）

令和6年度実施内容

365日LINE相談ができる体制を整えた。

平日：14時～22時、 休日：14時～21時

これまでの取組における課題等

回線が混雑しており、すぐに相談できないケースがある。

今後の方向性

継続実施を行い、回線の増強についても検討していく。

令和7年度実施（予定）内容

365日LINE相談ができる体制を整えている。

毎日：14時～22時 ※令和7年度から休日の時間を拡大した。

これまでの取組における課題等

傾聴を中心としたやりとりはできているものの、メッセージだけでは悩みの温度感がわかりづらく、回答に迷う場面がある。今年度は同じ方に対して複数回の緊急対応を行うケースも多く、LINE相談から必要な支援につなげることの難しさを感じた。

今後の方向性

継続実施を行い、必要に応じて関係機関とも連携して取り組んでいく。

③ 学校における健康づくりの推進

- ・ 不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題に対応するため、養護教諭等の行う健康相談の推進のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、教育相談体制を強化します。

（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課）

令和 6 年度実施内容（義務教育課）

令和 6 年度は、147 名のスクールカウンセラー、51 名のスクールソーシャルワーカーを任用し、教育相談等を実施した。

これまでの取組における課題等

児童生徒の抱える様々な問題に対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを拡充する必要があること。

今後の方向性

継続実施。

令和 6 年度実施内容（高校教育課）

スクールカウンセラーは 34 校に、スクールソーシャルワーカーは 11 校に配置し、教育相談体制を強化した。

これまでの取組における課題等

発達障害等が疑われる生徒が増加し、教員では判断できない問題が増加しているため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援の必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和 6 年度実施内容（特別支援教育課）

各校において、年間を通して計画的に養護教諭等が健康に関する教育を推進した。

13 人のスクールカウンセラーを拠点校方式で配置した。

これまでの取組における課題等

現時点でなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 6 年度実施内容（健康体育課）

新規採用養護教員研修及び新規任用養護教諭等研修会において、外部講師を招いて、養護教諭が行う健康相談について講義演習を実施し、養護教諭の資質向上及び校内の健康相談体制について理解を深めた。

これまでの取組における課題等

現時点では特になし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容（義務教育課）

令和7年度は、145名のスクールカウンセラー、49名のスクールソーシャルワーカーを任用し、教育相談等を実施している。

これまでの取組における課題等

児童生徒の抱える様々な問題に対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの研修等による資質能力向上と、拡充を図る必要があること。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容（高校教育課）

昨年度に引き続きスクールカウンセラー34校、スクールソーシャルワーカー11校を配置し、専門職と教職員の連携による組織的な対応を継続することで、教育相談体制のさらなる定着を図った。

これまでの取組における課題等

生徒の抱える課題の深化により、スクールカウンセラー等の専門職による支援は不可欠なものとなっている。学校からの需要は年々高まっており、予算の制約下でいかに効率的かつ効果的な配置・支援体制を構築するかが課題となった。令和7年度は現行体制を堅持しつつ、より重点的な支援に注力した。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容（特別支援教育課）

生徒指導連絡協議会において、児童生徒が困難やストレスに対して適切に対応する力を育成できるよう研修を実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容（健康体育課）

新規採用養護教員研修及び新規任用養護教諭等研修会において、外部講師を招いて、養護教諭が行う健康相談について講義演習を実施し、養護教諭の資質向上及び校内の健康相談体制について理解を深めた。

これまでの取組における課題等

現時点では特になし。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 児童生徒が日常生活を送る上で直面する様々な困難やストレスを踏まえ、適切に対処する方法を理解するため、「SOSの出し方に関する教育」や「心の健康の保持」に関する教育を推進します。

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

令和6年度実施内容 (義務教育課)

令和5年度の取組として、児童生徒への予防教育(道徳や保健体育も含む)について、全ての学校で実施している市町が20市町、一部の学校で実施している市町が8市町であった。

これまでの取組における課題等

児童生徒がストレスへの適切な対処方法を理解するために「SOSの出し方に関する教育」や「心の健康の保持」に関する教育をさらに推進する必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和6年度実施内容 (高校教育課)

人間関係づくりプログラム等を用いて、生徒が人間関係の構築やトラブルへの対応について学ぶ機会を設けた。

これまでの取組における課題等

教員や生徒がより利用しやすい人間関係づくりプログラムとなるように改善する必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和6年度実施内容 (特別支援教育課)

困難やストレスに対して適切に対応できる力を受けられることができるよう、生徒指導担当者が集まる場で教員研修を行った。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 6 年度実施内容（健康体育課）

新規採用養護教員研修を始め各研修において、心の健康や、SOSを出している児童生徒への気付きなどの理解を深める研修を実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容（義務教育課）

道徳や保健体育等を通して、児童生徒が「SOSの出し方」や「心の健康保持」について学ぶ機会を確保するよう、各市町教委を通じて学校に呼びかけている。

これまでの取組における課題等

児童生徒がストレスへの適切な対処方法を理解するために「SOSの出し方に関する教育」や「心の健康の保持」に関する教育をさらに推進する必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和 8 年度から県内小中学校（政令市を除く）で社会情動的スキル（非認知能力）を高める取組（静岡県版SEL）を実施し、児童生徒が人間関係の構築やトラブルへの対応について学ぶ機会を設ける。

令和 7 年度実施（予定）内容（高校教育課）

昨年度に引き続き、各校において「人間関係づくりプログラム」等の活用を推進した。日常的な教育活動の中で、生徒が周囲に助けを求めるスキルや、円滑な人間関係を構築・維持する具体的な方法を学ぶ機会を継続的に提供し、心の健康保持に向けた意識の定着を図った。

これまでの取組における課題等

教員や生徒のニーズに即したより活用しやすいプログラムへの改訂を進めた。昨年度からの課題を継続し、実効性を高めるためのプログラムの見直しと柔軟な運用を検討する必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容（特別支援教育課）

生徒指導連絡協議会において、児童生徒が困難やストレスに対して適切に対応する力を育成できるよう研修を実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容（健康体育課）

新規採用養護教員研修を始め各研修において、心の健康や、SOSを出している児童生徒への気付きなどの理解を深める研修を実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 子どもが発するSOSを察知し、受け止め、適切な支援につなげられるよう、教職員を対象に、自殺予防教育の必要性等について理解を促す研修会を実施します。

（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課）

令和6年度実施内容（義務教育課）

令和6年度に文部科学省主催「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」東海ブロックを静岡県で開催し、自殺予防教育に関する基礎的、実践的な知識を深めた。

これまでの取組における課題等

各学校における児童生徒の自殺予防教育への理解や取組の浸透をさらに図る必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和6年度実施内容（高校教育課）

生徒指導地区研究協議会での協議のテーマの1つとして自殺予防を設定し、各学校の取組を共有した。

これまでの取組における課題等

自殺予防教育の必要性等について各教員の理解を促す仕組みを検討する必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和 6 年度実施内容（特別支援教育課）

生徒指導連絡協議会で自殺予防やいじめ対応について理解を促す研修を行った。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 6 年度実施内容（健康体育課）

養護教諭対象の研修会において、健康相談の講義を実施し、自殺予防やいじめ対応を含む内容を取扱い、理解を促した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容（義務教育課）

各市町の生徒指導担当指導主事を集めて行った会議において、文部科学省専門官による講義を行い、自殺予防教育等に関する基礎的、実践的な知識を深めた。

義務教育課から、教職員を対象とした生徒指導資料を発出し、自殺予防教育の必要性等について周知した。

これまでの取組における課題等

各学校における児童生徒の自殺予防教育への理解や取組の浸透をさらに図る必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和 8 年度から県内小中学校（政令市を除く）で行われる社会情動的スキル（非認知能力）を高める取組（静岡県版SEL）の実践を通して、教職員の日常的な発達支持的生徒指導への意識を高めていく。

令和 7 年度実施（予定）内容（高校教育課）

生徒指導地区研究協議会において、いじめ対応や自殺予防教育が重要な検討事項として取り上げられ、各学校における実践事例の共有や情報交換が行われた。こうした協議を通じ、教職員が組織として生徒のSOSを察知し、適切に支援へつなげるための意識啓発と対応力の向上を図った。

これまでの取組における課題等

協議会等で得られた成果を、各学校の教育活動へ効果的に反映させるための仕組みづくりが求められる。全教職員が自殺予防の重要性を共通認識とし、組織としてSOSを受け止める体制を維持・強化していくことが必要である。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容（特別支援教育課）

生徒指導連絡協議会において、自殺予防やいじめ対応について理解を促す研修を実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容（健康体育課）

養護教諭対象の研修会において、健康相談の講義を実施し、自殺予防やいじめ対応を含む内容を取扱い、理解を促した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

④ 地域における包括的相談支援体制の構築

- ・ 住民に身近な市町における狭間のニーズへの対応や分野横断的な対応が可能となる体制整備を促進します。（福祉長寿政策課）

令和 6 年度実施内容

体制構築に向けた専門的助言を行うアドバイザーの派遣、連携担当職員の養成研修を実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

包括的支援体制構築に向けた専門的助言を行うアドバイザーの派遣及び連携担当職員の養成研修等により、市町の取組を支援した。

これまでの取組における課題等

令和7年度に実施した市町アンケートでは、20市町が包括的支援体制を整備済と回答があったが、体制整備に加え、内容の充実が必要。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 孤独・孤立対策に係る活動を行う民間団体等との連携を促進し、官民一体となった取組を促進します。
(福祉長寿政策課)

令和6年度実施内容

ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォームにおいて、シンポジウム・ワークショップ等を実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォームにおいて、シンポジウム・ワークショップ等を実施した。

これまでの取組における課題等

プラットフォームへの参加団体（R8.1末時点 162団体）の増加など。

今後の方向性

継続実施。

(5) ゲーム障害・ネット依存に対する啓発

2019年に、世界保健機関（WHO）がゲーム障害を精神疾患として位置づけました。場所や時間を問わず遊ぶことができるスマートフォンを使用したオンラインゲームは、小中高生を中心とした若年層が多く使用しています。ゲームにのめり込むことで、やめたくてもやめられない（コントロール障害）状態となり、心身の健康問題のほか、射幸性の高いゲーム内課金（ガチャ）による金銭問題が生じており、近年小中高生の保護者からの相談が増えています。

これらの特徴はギャンブル等依存症に共通する点があり、将来的にギャンブル等依存症につながる危険性があります。

学齢期の段階から、ゲーム障害・ネット依存に関する正しい知識の普及啓発を図

る必要があるため、依存症治療拠点機関や教育委員会等と連携し、以下の取組を実施します。

① 県民全体に対するゲーム障害・ネット依存に関する啓発

- ・ ゲーム障害・ネット依存に関する正しい知識の普及啓発や情報交換の場として、依存症治療拠点機関と連携したゲーム障害・ネット依存対策ワークショップを実施します。
(障害福祉課)

令和6年度実施内容

沼津、富士、静岡、掛川、浜松、オンラインで計6回実施した。

これまでの取組における課題等

参加者が集まりづらい回がある。

今後の方向性

アンケート結果によると御参加いただいた方には概ね好評をいただいているので、ワークショップ自体の周知強化に取り組んでいく。

令和7年度実施（予定）内容

沼津、富士、静岡、掛川、浜松、オンラインで計6回実施した。

これまでの取組における課題等

参加者が集まりづらい回がある。

今後の方向性

アンケート結果によると御参加いただいた方には概ね好評をいただいているので、ワークショップ自体の周知強化に取り組んでいく。

② 学校教育における啓発

- ・ Webシステム「ネット依存度判定システム」を利用し、児童・生徒自身によるセルフチェックや個票結果を使用した面談、生徒指導等での活用を推進します。また、生徒・児童の状況把握やデータ集約等を行い、ネット依存リスクの状況について県民へ広く周知します。
(社会教育課)

令和6年度実施内容

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対し、「ネット依存度判定システム」の活用を呼びかけた。

これまでの取組における課題等

児童・生徒に自身のネットの利用、生活習慣の見直しのためにシステムを利用してもらえるよう、幅広く周知していく必要がある。

今後の方向性

回答結果の集約を行い、ネット依存の現状・リスクについて県民に広く広報していく。

令和7年度実施（予定）内容

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対し、「ネット依存度判定システム」の活用を呼びかけた。

これまでの取組における課題等

児童・生徒や学校関係者などにネットの利用状況、依存のリスクなど周知していく必要がある。

今後の方向性

今年度で本システムは運用終了となるが、引き続きネット依存について県民へ広く周知していく。

- ・ 正しく安全なネット利用を図るため、家庭でのルール作りを目的としたワークシート「家族で話そう！！わが家のスマホルール」を配布する他、啓発活動を担う「スマホルールアドバイザー」を養成します。（社会教育課）

令和6年度実施内容

○ワークシート「親子で話そう！！わが家のスマホルール」

県内小学校4年生・中学校1年生の保護者に配布。

○スマホルールアドバイザー養成講座

9～10月にかけて、県内4会場にて養成講座を開催した。

これまでの取組における課題等

○ワークシート

- ・ 紙の配布が主であり、現時点ではデジタル化に対応できていない
- ・ 限られた学年にしか配布できておらず、スマホ所有の低年齢化に対応できていない

○スマホルールアドバイザー養成講座

- ・ アドバイザーの数に対して、学校現場からの講義依頼が少ない
- ・ アドバイザーのいない市町がある

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

○ワークシート「家族で話そう！！わが家のスマホルール」

県内すべての小中学生の保護者に電子配布予定。

○スマホルールアドバイザー養成講座

9～10月にかけて、県内3会場にて養成講座を開催した。

これまでの取組における課題等

○スマホルールアドバイザー養成講座

- ・ アドバイザーの数に対して、学校現場からの講義依頼が少ない

- ・アドバイザーのいない市町がある

今後の方向性

継続実施。

- ・ 携帯電話会社や警察等と連携し、小中学校での安全教室「小中学校ネット安全・安心講座」を開催し、家庭でのルール作りやペアレンタルコントロールによるアプリのインストール制限等の実施、フィルタリングの普及を図ります。

(社会教育課)

令和6年度実施内容

県内小中学校に「小中学校ネット安全・安心講座」の開催を呼びかけ、児童・生徒や保護者に対し、家庭でのルール作りやペアレンタルコントロールによるアプリのインストール制限等の実施、フィルタリングの利用を促進した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

県内小中学校に「小中学校ネット安全・安心講座」の開催を呼びかけ、児童・生徒や保護者に対し、家庭でのルール作りやペアレンタルコントロールによるアプリのインストール制限等の実施、フィルタリングの利用を促進した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

③ ゲームやネットへの依存に不安を抱える方に対する支援

- 健康で安心した生活が送れるよう、ゲームやネットへの依存に不安を抱える当事者や家族等に対し、ゲームやネットの使い方や家族とのコミュニケーションの取り方などを学ぶプログラムを実施します。(障害福祉課)

令和6年度実施内容

東部・中部・西部の3会場で、5回ずつ、ゲーム障害・ネット依存対策回復支援プログラム（御本人向け、御家族向け）を実施した。

これまでの取組における課題等

参加者が集まりづらい回がある。

今後の方向性

アンケート結果によると御参加いただいた方には概ね好評をいただいているので、ワークショップ自体の周知強化に取り組んでいく。

令和7年度実施（予定）内容

東部・中部・西部の3会場で、5回ずつ、ゲーム障害・ネット依存対策回復支援プログラム（御本人向け、御家族向け）を実施する。

これまでの取組における課題等

参加者が集まりづらい回がある。

今後の方向性

アンケート結果によると御参加いただいた方には概ね好評をいただいているので、ワークショップ自体の周知強化に取り組んでいく。

- 「ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会」で、ネット依存やゲーム障害について個別相談ができるブースを出展します。(社会教育課)

令和6年度実施内容

「ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会」において、医療機関と連携し、ネット依存やゲーム障害について個別相談ができるブースを出展した。

これまでの取組における課題等

相談者数が極端に少ない会場があるため、関係機関等を通じ、周知を徹底していく必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

「ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会」において、医療機関と連携し、ネット依存やゲーム障害について個別相談ができるブースを出展した。

これまでの取組における課題等

チラシや当日資料の掲載内容を工夫することにより、どのような相談に対応できるかを来場者に分かりやすく示す必要がある。

今後の方向性

継続実施。

2 進行予防

(1) 相談支援の充実

ギャンブル等依存症の進行予防には、早期発見・早期介入が重要であることから、関係機関において相談支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施します。

① 相談支援体制の充実及び本人・家族への支援

- ・ 精神保健福祉センターや保健所等を中心として、ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できるように、県ホームページや SNS 等のメディアを活用して県民に広く周知を図ります。 (障害福祉課)

令和 6 年度実施内容

精神保健福祉センターの依存症のホームページを最新の情報に更新する。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施 (予定) 内容

精神保健福祉センターの依存症のホームページを最新の情報に更新する。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 依存症に関する正しい知識を深めるため、広く県民を対象とした講演会等を実施し、本人及び家族がギャンブル等依存症に対する理解を深め、適切な支援窓口に円滑につながることをできるよう支援を行います。 (障害福祉課)

令和 6 年度実施内容

令和 7 年 2 月 22 に県民を対象に「アディクション (依存症) の移り変わりを考える」をテーマに依存症フォーラムを実施した。

これまでの取組における課題等

依存症者本人やその御家族のみならず、各種相談機の関従事者に対する依存症問題への理解促進や自助グループ等との連携が重要である。

今後の方向性

引き続き県民向けのフォーラムを企画するとともに、県ホームページの編集や SNS 等での情報発信を通じて、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組む。

令和7年度実施（予定）内容

令和8年2月28日に県民を対象に「依存症と家族等への影響」をテーマに依存症フォーラムを実施した。

これまでの取組における課題等

依存症者本人やその御家族のみならず、各種相談機の関従事者に対する依存症問題への理解促進や自助グループ等との連携が重要である。

今後の方向性

引き続き県民向けのフォーラムを企画するとともに、県ホームページの編集やSNS等での情報発信を通じて、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組む。

- ・ ギャンブル等依存症である者やその家族等に対しては、関係機関による相談会や自助グループによるミーティング等の活動につなぐなどの支援を行います。
(障害福祉課)

令和6年度実施内容

医療機関や自助グループと連携し、依存症者本人や家族の個別相談を行う依存相談や、依存症者の回復プログラムであるリカバリーミーティングを実施した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

医療機関や自助グループと連携し、依存症者本人や家族の個別相談を行う依存相談や、依存症者の回復プログラムであるリカバリーミーティングを実施する。

これまでの取組における課題等

西部地域や東部地域における相談支援が手薄になっている。

今後の方向性

事業において相談員や講師派遣を依頼する等、西部地域や東部地域における関係機関との連携を強化する。

② 相談支援者の育成

- ・ ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV、その他家族間トラブル等の防止のため、保健所、市町、関係団体及び関係事業者等の相談支援者が、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、適切な指導を行い、早期治療につなげることができるよう、依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。
(障害福祉課)

令和 6 年度実施内容

依存症問題に従事する支援者が、依存問題を抱える者に対する効果的な支援を行うための基礎知識を習得することを目的に、研修を年 1 回実施した。

これまでの取組における課題等

参加者が依存症に対して専門的な相談や治療を実施する機関ばかりではないため、依存症に関する基本的な知識や対応方法の習得を目的とする研修テーマを検討する必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容

依存症問題に従事する支援者が、依存問題を抱える者に対する効果的な支援を行うための基礎知識を習得することを目的に、研修を年 1 回実施する。

これまでの取組における課題等

参加者が依存症に対して専門的な相談や治療を実施する機関ばかりではないため、依存症に関する基本的な知識や対応方法の習得を目的とする研修テーマを検討する必要がある。

今後の方向性

研修において、地域の関係機関の職員や、当事者及び家族から話を聞くことができる時間を設ける。

- ・ 障害福祉サービス等に従事する相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。（障害福祉課）

令和 6 年度実施内容

依存症問題に従事する支援者が、依存問題を抱える者に対する効果的な支援を行うための基礎知識を習得することを目的に、研修を年 1 回実施した。

これまでの取組における課題等

参加者が依存症に対して専門的な相談や治療を実施する機関ばかりではないため、依存症に関する基本的な知識や対応方法の習得を目的とする研修テーマを検討する必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

依存症問題に従事する支援者が、依存問題を抱える者に対する効果的な支援を行うための基礎知識を習得することを目的に、研修を年1回実施する。

これまでの取組における課題等

参加者が依存症に対して専門的な相談や治療を実施する機関ばかりではないため、依存症に関する基本的な知識や対応方法の習得を目的とする研修テーマを検討する必要がある。

今後の方向性

研修において、地域の関係機関の職員や、当事者及び家族から話を聞くことができる時間を設ける。

③ 消費生活相談における的確な対応

- ・ 消費生活センターにおいて、引き続き多重債務相談を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合は、適切な専門機関を紹介します。

（県民生活課）

令和6年度実施内容

多重債務に関する相談を受けた際、借金に至った要因についてギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合については、必要に応じて、依存症に関するリーフレット等の提供や相談機関の紹介を行った。

これまでの取組における課題等

相談者に対して適切な情報提供を行っていくことが必要である。

今後の方向性

引き続き、相談者に対して適切な情報提供を行っていく。

令和7年度実施（予定）内容

多重債務に関する相談を受けた際、借金に至った要因についてギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合については、必要に応じて相談機関の紹介を行っている。

これまでの取組における課題等

相談者に対して適切な情報提供を行っていくことが必要である。

今後の方向性

引き続き、相談者に対して適切な情報提供を行っていく。

- ・ 消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる依存症フォーラムや研修等の機会を案内することで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。

（県民生活課）

令和 6 年度実施内容

ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる研修等の機会を案内し、相談員の相談対応のスキル向上やギャンブル等依存症に対する知識の定着を図った。

これまでの取組における課題等

相談員がギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる研修について情報提供し、相談員のスキル向上や知識の定着を図る必要がある。

今後の方向性

引き続き、適切な支援を実施するための研修について、消費生活相談員に対して参加を促していく。

令和 7 年度実施（予定）内容

ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる研修等の機会を案内し、相談員の相談対応のスキル向上やギャンブル等依存症に対する知識の定着を図っている。

これまでの取組における課題等

相談員がギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる研修について情報提供し、相談員のスキル向上や知識の定着を図る必要がある。

今後の方向性

引き続き、適切な支援を実施するための研修について、消費生活相談員に対して参加を促していく。

④ 関係事業者による相談支援

- ・ 公営競技事業者は、各公営競技場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。
- ・ ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロードバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN[※])の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。

※リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)とは、パチンコ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決の支援を行うことを目的に設立された認定特定非営利活動法人であり、電話相談や相談員養成、啓発活動等を実施している。

(2) 医療の充実等

ギャンブル等依存症である者が治療を受けられる医療機関に限られることから、適切な医療を受けることができるよう、医療の充実や医療連携を推進するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症に係る医療の充実

- ギャンブル等依存症に係る医療の充実を図るため、依存症専門医療機関のさらなる選定に努めます。(障害福祉課)

令和6年度実施内容

聖明病院及び服部病院について、令和4年7月28日付けで、静岡市及び浜松市を含めて依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関に選定し、同拠点と協力して依存症対策に取り組んだ。

これまでの取組における課題等

いまだ2拠点のみとなっており、十分な医療提供体制が図られていない。

今後の方向性

依存症専門医療機関の追加選定を検討する。

令和7年度実施（予定）内容

聖明病院及び服部病院について、令和4年7月28日付けで、静岡市及び浜松市を含めて依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関に選定し、同拠点と協力して依存症対策に取り組んでいる。

これまでの取組における課題等

いまだ2拠点のみとなっており、十分な医療提供体制が図られていない。

今後の方向性

依存症専門医療機関の追加選定を検討する。

- ギャンブル等依存症に対する医療従事者の養成や医療の充実のため、身体科医や精神科医、看護職、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等に対する研修を実施します。(障害福祉課)

令和6年度実施内容

継続して年1回、依存症問題従事者研修を実施した。

これまでの取組における課題等

年1回、依存症問題従事者が依存症の専門知識を習得することを目的に、ギャンブルの回復プログラムであるSAT-Gの研修を実施した。参加者が依存症に対して専門的に相談や治療を実施する機関ばかりではないため、技術の習得やプログラムの活用までには至っていない。

今後の方向性

令和 6 年度は依存症に関する基本的な知識や対応方法の習得を目的とする研修テーマへの変更を検討する。

令和 7 年度実施（予定）内容

継続して年 1 回、依存症問題従事者研修を実施する。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

依存症に関する基本的な知識や対応方法の習得を目的とする研修を継続実施。

② 医療連携の推進

- ・ 依存症治療拠点機関等を中心として、ギャンブル等を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや、医療機関を対象とした研修等を実施することにより、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関、産業医、民間団体等の関係機関との連携を強化します。（障害福祉課）

令和 6 年度実施内容

依存症治療拠点機関（聖明病院、服部病院）において、県内医療機関の医療従事者等を対象とした依存症医療従事者研修を実施した。

これまでの取組における課題等

実施後のアンケート等、研修実施後の効果測定を踏まえた取組が必要。

今後の方向性

引き続き依存症治療拠点機関へ必要な支援を行い、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関等に対する研修を開催する。

令和 7 年度実施（予定）内容

依存症治療拠点機関（聖明病院、服部病院）において、県内医療機関の医療従事者等を対象とした依存症医療従事者研修を実施予定。

これまでの取組における課題等

実施後のアンケート等、研修実施後の効果測定を踏まえた取組が必要。

今後の方向性

継続実施。

3 回復支援・再発予防

(1) 社会復帰の支援

地域における自助グループや回復施設と情報共有や必要な連携を行うとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者や家族のギャンブル等依存症に対する理解を深めることで、ギャンブル等依存症である者の円滑な社会復帰を促進するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症からの回復支援

- ・ 精神保健福祉センターを中心に、自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等を含む依存症である者を対象とした、依存症からの回復のためのリハビリミーティングを実施します。 (障害福祉課)

令和6年度実施内容

中部会場にて通年で月2回、東部会場にて4～9月で月1回実施した。

これまでの取組における課題等

新規参加者数が安定しない。

今後の方向性

ホームページへの掲載や関係機関と連携を通じて周知していく。

令和7年度実施（予定）内容

中部会場にて月2回実施している。

これまでの取組における課題等

参加者数が安定しなかったが、今年度は他機関からの紹介により、新規参加者数が増加した。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症である者が、医療機関での受診後又は退院後において、医師の指導の下、社会復帰を視野に入れた支援（生活上の指導、地域社会資源の情報提供、民間団体との関係づくり等）を受けられる体制づくりを進めます。 (障害福祉課)

令和6年度実施内容

受診後の患者支援事業を実施。依存症治療拠点機関（聖明病院、服部病院）において、精神科病院を受診後又は退院後のギャンブル等依存症を含む依存症患者に対して、民間団体と連携した支援を実施した。

これまでの取組における課題等

退院後に自助グループ等につながらない方の再発率が高いため、つながりを保ち続け

る環境づくりが重要である。

今後の方向性

引き続き依存症治療拠点機関において、民間団体と連携した支援を実施していく。

令和7年度実施（予定）内容

受診後の患者支援事業を実施。依存症治療拠点機関（聖明病院、服部病院）において、精神科病院を受診後又は退院後のギャンブル等依存症を含む依存症患者に対して、民間団体と連携した支援を実施した。

これまでの取組における課題等

退院後に自助グループ等につながらない方の再発率が高いため、つながりを保ち続ける環境づくりが重要である。

今後の方向性

引き続き依存症治療拠点機関において、民間団体と連携した支援を実施していく。

② 生活困窮者等への支援

- ・ 困窮者支援を行う市町及び社会福祉協議会等の事業者に対する情報提供を行うとともに、これらの者が地域の支援調整会議等に適宜参画して情報共有を行うことで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。
(地域福祉課)

令和6年度実施内容

「静岡県依存症フォーラム（開催日：令和7年2月22日）」の開催案内を受け、①県内の各市福祉事務所（政令市を除く。）、②賀茂・東部・中部健康福祉センターの生活保護制度担当課（係）・生活困窮者自立支援制度担当課宛てに関係者への周知を依頼した。

これまでの取組における課題等

「現時点ではなし」

今後の方向性

「継続実施」

令和7年度実施（予定）内容

「静岡県依存症フォーラム（開催日：令和8年2月28日）」の開催案内を受け、①県内の各市福祉事務所（政令市を除く。）、②賀茂・東部・中部健康福祉センターの生活保護制度担当課（係）・生活困窮者自立支援制度担当課宛てに関係者への周知を依頼した。

これまでの取組における課題等

「現地点ではなし」

今後の方向性

「継続実施」

③ 就労支援者のギャンブル等依存症に関する知識の向上

- ・ ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、公共職業安定所、地域若者サポートステーション※、障害福祉サービス等に従事する支援者に対して、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

(障害福祉課)

令和6年度実施内容

令和7年2月22日に依存症フォーラム等を開催した。

これまでの取組における課題等

退院後の周囲のサポートが不足することで再発を招くおそれがあることから、関係課が所管する関連会議体の構成員等、周知先を広げていく必要がある。

今後の方向性

引き続き社会復帰支援に関係する機関に対する普及啓発を実施していく。

令和7年度実施（予定）内容

令和8年2月28日に依存症フォーラム等を開催した。

これまでの取組における課題等

退院後の周囲のサポートが不足することで再発を招くおそれがあることから、関係課が所管する関連会議体の構成員等、周知先を広げていく必要がある。

今後の方向性

引き続き社会復帰支援に関係する機関に対する普及啓発を実施していく。

※ 地域若者サポートステーション（サポステ）

就業・就学していない15歳から49歳までの方を対象に、就労に向けたコミュニケーション講座や就業体験、パソコン講座から、就職後の職場定着・ステップアップに関する相談まで、総合的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関であり、県内に4箇所（三島市、静岡市、掛川市、浜松市）設置されている。

(2) 民間団体の活動に対する支援

ギャンブル等にのめり込み、自分をコントロールできないのは、意思の弱さではなく病気の症状です。ギャンブル等依存症は、自分の意思でコントロール出来なくなる病気であるため、自己で回復することは困難とされています。専門の医療機関のほか、同じ目的を持った仲間の集まりである自助グループの回復支援は重要な役割を果たしていることから、ギャンブル等依存症の者や家族等に対し、これら民間団体の活動を広く周知し、支援していきます。

- ・ 自助グループが開催するミーティング等の活動場所の提供、医療機関や行政等の専門機関に関する情報提供等、活動に対する支援を実施し、民間団体の活動の促進を図ります。(障害福祉課)

令和6年度実施内容

内容検討中。

これまでの取組における課題等

活動場所や費用の支援は実施が難しい点があるため、記念講演等への後援等幅広い活動支援を検討していく。

今後の方向性

自助グループ等の民間団体と協議の上、本県として取り組むべき内容を精査し、活動の支援を行う。

令和7年度実施(予定)内容

内容検討中

これまでの取組における課題等

活動場所や費用の支援は実施が難しい点があるため、記念講演等への後援等幅広い活動支援を検討していく。

今後の方向性

自助グループ等の民間団体と協議の上、本県として取り組むべき内容を精査し、活動の支援を行う。

- ・ ギャンブル等依存症の回復支援における自助グループが果たす役割について、県民に広く周知します。(障害福祉課)

令和 6 年度実施内容

令和 7 年 2 月 22 日に開催した依存症フォーラム等において、自助グループが果たす役割を周知した。

これまでの取組における課題等

依存症治療において当事者でもある自助グループとの連携は不可欠であり、依存症患者本人や家族、相談業務従事者等へその役割を周知していくことが必要である。

今後の方向性

引き続き自助グループの普及啓発に努めていく。

令和 7 年度実施（予定）内容

令和 8 年 2 月 28 日に開催した依存症フォーラム等において、自助グループが果たす役割を周知した。

これまでの取組における課題等

依存症治療において当事者でもある自助グループとの連携は不可欠であり、依存症患者本人や家族、相談業務従事者等へその役割を周知していくことが必要である。

今後の方向性

引き続き自助グループの普及啓発に努めていく。

4 ギャンブル等依存症に関連する諸問題への対応

(1) 多重債務問題への取組

ギャンブル等依存症である者は多重債務を抱える場合が多く、多重債務は貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、これらの問題を解決するため、以下の取組を実施します。

- ・ 多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センターや弁護士会、司法書士会等において相談に応じるとともに、ギャンブル等依存症に関する相談窓口の周知に努めます。
(県民生活課)

令和6年度実施内容

県民生活センターや県内各市町の消費生活センターにおいて、多重債務相談を実施し、必要に応じてギャンブル等依存症に関する相談窓口の案内を行った。また、静岡県多重債務相談推進月間(12月)では、静岡県弁護士会、静岡県司法書士会と連携し、県内各地で無料相談会を行った。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施(予定)内容

県民生活センターや県内各市町の消費生活センターにおいて、多重債務相談を実施し、必要に応じてギャンブル等依存症に関する相談窓口の案内を行っている。また、静岡県多重債務相談推進月間(12月)では、県内各地での無料相談会の開催にあたり、静岡県弁護士会、静岡県司法書士会に協力を依頼した。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

(2) 違法なギャンブル等の取締り等の強化

警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進し、静岡県では近年は賭博事犯の件数は減少しており、直近3年間(2020年度から2022年度まで)の検挙数は0件です。引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、厳正な取締りを行います。

- ・ 警察においては、引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施します。(生活保安課)

令和 6 年度実施内容

R6 中の賭博事犯の検挙数は 0 件。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施 (予定) 内容

R 7 中の賭博事犯の検挙は 0 件。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

- ・ 参議院内閣委員会における、ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第 11 項*も踏まえ、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。(生活保安課)

*ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第 11 項 (参議院内閣委員会)

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

令和 6 年度実施内容

R6 中の賭博事犯の検挙数は 0 件。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施 (予定) 内容

R 7 中の賭博事犯の検挙は 0 件。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

(3) クロスアディクションに関する理解促進

クロスアディクションとは、ギャンブル等のプロセスへの依存のほか、アルコールや薬物等の物質依存や共依存といった人間関係への依存など、2種類以上の依存症を併発している状態や、1つの依存症の回復過程で別の依存症を発症することを言います。ギャンブル等依存症は、アルコールや薬物に関する問題も抱えている方が多いと言われていることから、クロスアディクションの問題も踏まえた上で、早期に適切な治療や支援を受けられるよう、行政関係機関、専門医療機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携が必要です。

- ・ ギャンブル等依存症の回復過程からクロスアディクションとなることを防止するため、アルコールによる依存症のほか、ゲーム障害等の様々な依存症に対する理解の促進を図ります。

(障害福祉課)

令和6年度実施内容

ギャンブル依存、アルコール依存、ゲーム障害、薬物依存等の対策に関係機関と連携しながら取り組んだ。

これまでの取組における課題等

ギャンブル依存症だけでなく、他の依存症についても医療機関や自助グループへの相談に至らないケースが多い。

今後の方向性

まずは自身が依存症であることを気づくきっかけとなるような、セルフチェックの普及啓発に取り組む予定。

令和7年度実施（予定）内容

ギャンブル依存、アルコール依存、ゲーム障害、薬物依存等の対策に関係機関と連携しながら取組中。

これまでの取組における課題等

ギャンブル依存症だけでなく、他の依存症についても医療機関や自助グループへの相談に至らないケースが多い。

今後の方向性

まずは自身が依存症であることを気づくきっかけとなるような、セルフチェックの普及啓発に取り組む予定。

- ・ 行政関係機関や多様な依存症に対応する専門医療機関、自助グループ、回復支援施設等との連携の下、ギャンブル等依存症者を早期に適切な支援につなげることで、クロスアディクションへの進行を予防します。

(障害福祉課)

令和 6 年度実施内容

精神保健福祉全般に関するところの電話相談や、依存症者本人や家族の個別相談を行う依存相談を実施し、相談内容に応じて適切な関係機関へつなげた。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容

精神保健福祉全般に関するところの電話相談や、依存症者本人や家族の個別相談を行う依存相談を実施し、相談内容に応じて適切な関係機関へつなげる。

これまでの取組における課題等

現時点ではなし。

今後の方向性

継続実施。

5 基盤整備

(1) 依存症対策の体制整備

ギャンブル等依存症対策をより効果的に実施するため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により、依存症対策の基盤整備を図ります。

① 包括的な連携協力体制の構築

- ・ 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において、行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関の役割を整理し、相互の情報共有や協力により適切な相談や治療、回復支援までつなげる地域の連携体制を構築します。
(障害福祉課)

令和6年度実施内容

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会を開催し、本計画に係る関係機関の取組内容を共有し、議論を行うことで、関係機関の連携強化を図った。

これまでの取組における課題等

効率的な施作の実施に向け、引き続き有識者等との議論の場が必要。

今後の方向性

継続して実施する。

令和7年度実施（予定）内容

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会を開催し、本計画に係る関係機関の取組内容を共有し、議論を行うことで、関係機関の連携強化を図る。

これまでの取組における課題等

効率的な施作の実施に向け、引き続き有識者等との議論の場が必要。

今後の方向性

継続して実施する。

② 関係事業者における体制整備

- ・ 公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症対策に対する責任ある従業員教育を継続的に実施していくとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないように、担当者に対する研修を充実させます。
- ・ ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談窓口等を紹介するとともに、

その周知を積極的に行います。【再掲】

- ・ 静岡県遊技業協同組合は、講習会を計画的に開催して「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、ぱちんこ営業所への複数配置を推進します。

(2) 人材の確保

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、専門的な知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

- ・ ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV、その他家族間トラブル等の防止のため、保健所、市町、関係団体及び関係事業者等の相談支援者が、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、適切な指導を行い、早期治療につなげることができるよう、依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ 障害福祉サービス等に従事する相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。【再掲】 (障害福祉課)

令和6年度実施内容

依存症問題に従事する支援者が、依存症を抱える者に対する効果的な支援を行うための基礎知識を習得することを目的に、研修を年1回実施した。

これまでの取組における課題等

参加者が依存症に対して専門的な相談や治療を実施する機関ばかりではないため、依存症に関する基本的な知識や対応方法の習得を目的とする研修テーマを検討する必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和7年度実施（予定）内容

依存症問題に従事する支援者が、依存症を抱える者に対する効果的な支援を行うための基礎知識を習得することを目的に、研修を年1回実施する。

これまでの取組における課題等

参加者が依存症に対して専門的な相談や治療を実施する機関ばかりではないため、依存症に関する基本的な知識や対応方法の習得を目的とする研修テーマを検討する必要がある。

今後の方向性

継続実施。

- ・ ギャンブル等依存症に対する医療従事者の養成や医療の充実のため、身体科医や精神科医、看護職、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等に対する研修を実施します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ 依存症治療拠点機関を中心として、ギャンブル等を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや、医療機関を対象とした研修などを実施することにより、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関、産業医、民間団体等の関係機関との連携を強化します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ 消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる依存症フォーラムや研修等の機会を案内することで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。【再掲】 (県民生活課)
- ・ 困窮者支援を行う市町及び社会福祉協議会等の事業者に対する情報提供を行うとともに、これらの者が地域の支援調整会議等に適宜参画して情報共有を行うことで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。【再掲】 (地域福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、公共職業安定所、地域若者サポートステーション、障害福祉サービス等に従事する支援者に対して、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。【再掲】 (障害福祉課)

(3) 調査研究の活用

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、国の実態調査等を活用し、本県における施策に反映させます。

- ・ 国が実施する実態調査の結果を活用し、施策の充実を図ります。(障害福祉課)

令和 6 年度実施内容

上記実態調査等を踏まえ第 2 期計画を策定し、各種取組を実施した。

これまでの取組における課題等

インターネットの普及など、依存症を取り巻く環境は変化しつづけているため、最新の情報を把握していく必要がある。

今後の方向性

継続実施。

令和 7 年度実施（予定）内容

上記実態調査等を踏まえ第 2 期計画を策定し、各種取組を実施しているところである。

これまでの取組における課題等

インターネットの普及など、依存症を取り巻く環境は変化しつづけているため、最新の情報を把握していく必要がある。

今後の方向性

継続実施。

指標項目	担当課	現状 (R5年度実績)	目標 (R8年度まで)	実績(又は実施予定) (R6年度)	実績(又は実施予定)の説明 (R6年度)	実績(又は実施予定) (R7年度)	実績(又は実施予定)の説明 (R7年度)	県計画のページ
【重点目標1】学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防								
県民向けフォーラム等の開催回数	障害福祉課	年1回	(毎年度)年1回	年1回	年1回開催(R7.2.22) 参加者…54人 会場…静岡県男女共同参画センターあざれあ テーマ…アディクション(依存症)の移り変わりを考える	年1回開催予定	年1回開催予定(R8.2.28) 参加者…70人 会場…静岡労政会館 テーマ…依存症と家族等への影響～回復のために仲間とつながる～	45
大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発	社会教育課	年1回	(毎年度)年1回	開催日…R6.11.9(土) 会場…御前崎市民会館	11月9日(土)に御前崎市で開催した「子供・若者育成支援推進強調月間静岡県大会」において、来場者に対しリーフレットを配布した。	開催日…R7.11.22(土) 会場…牧之原市相良総合センター いへら	11月22日(土)に牧之原市で開催した「子供・若者育成支援推進強調月間静岡県大会」において、来場者に対しリーフレットを配布した。	45
高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施	健康体育課	各校にて実施	(毎年度)継続実施	各校にて実施	学校への所管事項説明時に、ギャンブル等依存症など学校保健に関する参考資料をまとめた資料を配布し、各校での活用を呼びかけた。	各校にて実施	学校への所管事項説明時に、ギャンブル等依存症など学校保健に関する参考資料をまとめた資料を配布し、各校での活用を呼びかけた。	45
ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の継続実施	公営競技事業者 遊技業協同組合	継続実施	(毎年度)継続実施	【ボートレース浜名湖】 継続実施	【ボートレース浜名湖】 令和4年3月に制定された「ボートレース広告・宣伝指針」等に基づいた広告・宣伝の継続実施。	【ボートレース浜名湖】 継続実施	【ボートレース浜名湖】 令和4年3月に制定された「ボートレース広告・宣伝指針」等に基づいた広告・宣伝の継続実施。また、令和8年1月に改訂された同指針(ポイント付与サービスの考え方)等に基づいた広告・宣伝の継続実施。	45
				【静岡市公営競技事務所】 継続実施	【静岡市公営競技事務所】 場内にポスター掲示 静岡競輪場HPに記載	【静岡市公営競技事務所】 継続実施	【静岡市公営競技事務所】 場内にポスター掲示 静岡競輪場HPに記載	
				【浜松市公営競技室】 ポスター、開催日程カード 72,610枚 開催告知CM 6種類 新聞広告 21開催分 場内イベント告知チラシ 196枚	【浜松市公営競技室】 オートレースの広告・宣伝に関するガイドラインに基づき、「車券の購入は20歳になってから。オートレースは適度に楽しみましょう。」の文言を記載する等した広告・宣伝を行った。	【浜松市公営競技室】 継続実施	【浜松市公営競技室】 オートレース業界で独自に策定した広告指針(ガイドライン)に基づき、ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝を行う。	
				【伊東市公営競技事務所】 継続実施	【伊東市公営競技事務所】 場内に依存症啓発ポスターの掲示、場内放送及びホームページ上での啓発を継続実施していく	【伊東市公営競技事務所】 継続実施	【伊東市公営競技事務所】 場内に依存症啓発ポスターの掲示、場内放送及びホームページ上での啓発を継続実施していく	
				【遊技業協同組合】 組合加盟ホール全ホール	【遊技業協同組合】 ポスターを配布、掲出している。	【遊技業協同組合】 組合加盟ホール全ホール	【遊技業協同組合】 ポスターを配布、掲出している。	
本人・家族申告によるアクセス制限の継続実施	公営競技事業者 遊技業協同組合	継続実施	(毎年度)継続実施	【ボートレース浜名湖】 継続実施	【ボートレース浜名湖】 本人希望により「浜名湖競走場における入場制限の同意書」に基づきアクセス制限に関する取組を継続実施。	【ボートレース浜名湖】 継続実施	【ボートレース浜名湖】 本人希望により「浜名湖競走場における入場制限の同意書」に基づきアクセス制限に関する取組を継続実施。	45
				【静岡市公営競技事務所】 継続実施	【静岡市公営競技事務所】 該当者なし	【静岡市公営競技事務所】 継続実施	【静岡市公営競技事務所】 該当者なし	
				【浜松市公営競技室】 0人	【浜松市公営競技室】 対応窓口を開設し相談があれば対応できる体制を維持した。	【浜松市公営競技室】 継続実施	【浜松市公営競技室】 本人やその家族から入場禁止の申告があった場合は、入場禁止の措置を実施するように場内の警備員に周知する。	
				【伊東市公営競技事務所】 継続実施	【伊東市公営競技事務所】 申告があった場合、入場制限等を行える体制を継続実施していく	【伊東市公営競技事務所】 継続実施	【伊東市公営競技事務所】 申告があった場合、入場制限等を行える体制を継続実施していく	
				【遊技業協同組合】 自己申告プログラムや家族申告プログラムの導入	【遊技業協同組合】 自己申告195店舗(100%)、家族申告191店舗(98%)	【遊技業協同組合】 自己申告プログラムや家族申告プログラムの導入	【遊技業協同組合】 自己申告189店舗(100%)、家族申告185店舗(99%)	
20歳未満の者には投票券の購入・利用をさせない、18歳未満の者にはばちんこ営業所内への立入及び遊技をさせない取組の継続実施	公営競技事業者 遊技業協同組合	継続実施	(毎年度)継続実施	【ボートレース浜名湖】 継続実施	【ボートレース浜名湖】 出走表、広告物、ホームページ、場内放送、場内映像、ステッカーの添付、巡回警備強化等による20歳未満の者への注意喚起等を実施。	【ボートレース浜名湖】 継続実施	【ボートレース浜名湖】 出走表、広告物、ホームページ、場内放送、場内映像、ステッカーの添付、巡回警備強化等による20歳未満の者への注意喚起等を実施。	45

指標項目	担当課	現状 (R5年度実績)	目標 (R8年度まで)	実績(又は実施予定) (R6年度)	実績(又は実施予定)の説明 (R6年度)	実績(又は実施予定) (R7年度)	実績(又は実施予定)の説明 (R7年度)	県計画のページ
				【静岡市公営競技事務所】 継続実施	【静岡市公営競技事務所】 場内にポスター掲示 静岡競輪場HPに記載	【静岡市公営競技事務所】 継続実施	【静岡市公営競技事務所】 場内にポスター掲示 静岡競輪場HPに記載	
				【浜松市公営競技室】 0人	【浜松市公営競技室】 出走表、広告物、場内放送、場内映像、ステッカーの添付等による20歳未満の者への注意喚起、並びに警備員による入口での入場規制や場内巡回による車券発売機での購入監視を行った。	【浜松市公営競技室】 継続実施	【浜松市公営競技室】 入場口で警備員等が、20歳未満の者の単身での入場を監視し、入場禁止の措置を行う。また、場内巡回、車券発売機へのステッカー、出走表、ホームページ、場内モニター、CS放送での定期的なテロップやアナウンスにより、注意喚起を促す。	
				【伊東市公営競技事務所】 継続実施	【伊東市公営競技事務所】 場内警備員により、20歳未満と思われる来場者に対し、年齢確認を継続実施していく	【伊東市公営競技事務所】 継続実施	【伊東市公営競技事務所】 場内警備員により、20歳未満と思われる来場者に対し、年齢確認を継続実施していく	
				【遊技業協同組合】 組合加盟全ホール	【遊技業協同組合】 出入口に「18歳未満の者の入場禁止」のプレート等を掲出	【遊技業協同組合】 組合加盟全ホール	【遊技業協同組合】 出入口に「18歳未満の者の入場禁止」のプレート等を掲出	
ゲートキーパーの養成数	障害福祉課	累計 70,638人	(R9年度)累計86,000人	累計 74,502人	令和6年養成数3,864人 県や市町、民間団体等により養成研修を実施	令和8年4月に集計	令和6年養成数3,864人 県や市町、民間団体等により養成研修を実施	45
ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップの開催回数	障害福祉課	年6回	(毎年度)継続実施	年6回実施	沼津、富士、静岡、掛川、浜松、オンラインの県内各地域にて実施	年6回実施	沼津、富士、静岡、掛川、浜松、オンラインの県内各地域にて実施	45
【重点目標2】ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備								
精神保健福祉センター主催のギャンブル等依存症に関する相談会の実施回数	精神保健福祉センター	52回	(毎年度)年60回	年36回実施	中部会場にて月3回実施中。	年36回実施予定	中部会場にて月3回実施中。	46
精神保健福祉センターが地域の相談支援者向けに実施する研修の開催回数	精神保健福祉センター	1回	(毎年度)年1回	年1回実施	令和6年11月に開催した。	年1回実施	令和7年7月に開催した。	46
関係事業者による相談支援の継続実施	公営競技事業者 遊技業協同組合	継続実施	(毎年度)継続実施	【ボートレース浜名湖】 継続実施	【ボートレース浜名湖】 ボートレース場内の相談所において相談対応するとともに、依存症が疑われる場合はギャンブル依存症予防回復支援センター等適切な専門機関を紹介。	【ボートレース浜名湖】 継続実施	【ボートレース浜名湖】 ボートレース場内の相談所において相談対応するとともに、依存症が疑われる場合はギャンブル依存症予防回復支援センター等適切な専門機関を紹介。	46
				【静岡市公営競技事務所】 継続実施	【静岡市公営競技事務所】 相談窓口設置	【静岡市公営競技事務所】 継続実施	【静岡市公営競技事務所】 相談窓口設置	
				【浜松市公営競技室】 0人	【浜松市公営競技室】 相談窓口を設置しているが、相談者なし。	【浜松市公営競技室】 継続実施	【浜松市公営競技室】 場内のインフォメーションに相談窓口を設置し、相談を受けた場合は、入場禁止措置等を伺い、市精神保健福祉センターへの紹介に努める。	
				【伊東市公営競技事務所】 継続実施	【伊東市公営競技事務所】 場内に相談窓口を設け、相談があった場合は専門のギャンブル依存症相談窓口を紹介する	【伊東市公営競技事務所】 継続実施	【伊東市公営競技事務所】 場内に相談窓口を設け、相談があった場合は専門のギャンブル依存症相談窓口を紹介する	
				【遊技業協同組合】 組合加盟全ホール	【遊技業協同組合】 出入口に「18歳未満の者の入場禁止」のプレート等を掲出	【遊技業協同組合】 組合加盟全ホール	【遊技業協同組合】 出入口に「18歳未満の者の入場禁止」のプレート等を掲出	
ギャンブル等依存症に係る依存症専門医療機関の選定数	障害福祉課	2機関	3機関	2機関	令和4年7月28日付けで、静岡市及び浜松市を含めた静岡県全域で選定した。 追加拠点の選定については検討中。	2機関	令和4年7月28日付けで、静岡市及び浜松市を含めた静岡県全域で選定した。 追加拠点の選定については検討中。	46
医療従事者向け研修の受講者数	障害福祉課	68人	(令和6～8年度)計240人	65人	聖明病院・服部病院に委託し、実施	令和8年4月に集計	聖明病院・服部病院に委託し、今後実施予定	46
リカバリーミーティングの実施	精神保健福祉センター	34回	(毎年度)年36回	年30回実施	中部会場にて通年で月2回、東部会場にて4～9月で月1回実施。	年24回実施予定	中部会場にて月2回実施中。	46
生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の開催回数	障害福祉課 (地域福祉課)	1回	(毎年度)年1回	年1回	年1回開催(R7.2.22) 参加者…54人 会場…静岡県男女共同参画センターあざれあ テーマ…アディクション(依存症)の移り変わりを考える	年1回実施	年1回開催予定(R8.2.28) 参加者…70人 会場…静岡労政会館 テーマ…依存症と家族等への影響～回復のために仲間とつながる～	46

指標項目	担当課	現状 (R5年度実績)	目標 (R8年度まで)	実績(又は実施予定) (R6年度)	実績(又は実施予定)の説明 (R6年度)	実績(又は実施予定) (R7年度)	実績(又は実施予定)の説明 (R7年度)	県計画のページ
消費生活相談員による相談支援の継続実施	県民生活課	継続実施	(毎年度)継続実施	継続実施	消費生活センターにて、多重債務相談を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合は、適切な専門機関を紹介。	継続実施	消費生活センターにて、多重債務相談を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合は、適切な専門機関を紹介する。	46
依存症問題従事者研修の開催回数	精神保健福祉センター	1回	(毎年度)年1回	年1回実施	令和6年11月に開催した。	年1回実施	令和7年7月に開催した。	46
ギャンブル等依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数	障害福祉課	2回	(毎年度)年1回	年1回	令和6年10月17日	年1回	令和8年2月26日	46
関係事業者における従業員向け研修の開催回数	公営競技事業者	8回(各公営競技事業者累計)	(毎年度)年1回	【ボートレース浜名湖】 4回	【ボートレース浜名湖】 ・10/10 ボートレース蒲郡主催のギャンブル等依存症研修 ・1/16 静岡県公営競技連絡協議会主催研修(担当外の企業団職員も参加し、知識向上及び共有を図った) ・1/29 ボートレース業界の責任者向け研修 ・3/5 ボートレース業界の担当者向け研修	【ボートレース浜名湖】 2回	【ボートレース浜名湖】 ・3/18 静岡県公営競技連絡協議会主催研修参加予定 ・3月未定 ボートレース業界の担当者研修参加予定	46
				【静岡市公営競技事務所】 2回	【静岡市公営競技事務所】 ①R6.1.16静岡県公営競技連絡協議会主催「令和6年度ギャンブル等依存症対策研修会」 ②R7.2.28(公社)全国競輪施行者協議会主催「令和6年度ギャンブル依存症対策研修会」	【静岡市公営競技事務所】 3回	【静岡市公営競技事務所】 ①R7.12.10(公社)全国競輪施行者協議会主催「ギャンブル等依存症対策に関する施行者説明会」 ②R8.1.21「令和7年度ギャンブル依存症対策研修会」 ③R8.3月実施予定 静岡県公営競技連絡協議会主催「令和7年度ギャンブル等依存症対策研修会」	
				【浜松市公営競技室】 3回(R6.11.20、R7.1.16、R7.2.28)	【浜松市公営競技室】 (R6.11.20)全国小型自動車競走施行者協議会が開催した研修会に参加した。2人参加。 (R7.1.16)静岡県公営競技連絡協議会が開催した研修会に参加した。1人参加。 (R7.2.28)全国小型自動車競走施行者協議会が開催した研修会に参加した。4人参加。	【浜松市公営競技室】 年2回	【浜松市公営競技室】 (R8.1.21)全国小型自動車競走施行者協議会が開催した研修会に参加した。1人参加。 (R8.3.18)静岡県公営競技連絡協議会が開催する研修会に参加予定。	
				【伊東市公営競技事務所】 年1回(予定)	【伊東市公営競技事務所】 静岡県公営競技連絡協議会で依存症対策研修会等を開催し、職員を派遣して依存症に関する知識を深める	【伊東市公営競技事務所】 年1回(予定)	【伊東市公営競技事務所】 静岡県公営競技連絡協議会で依存症対策研修会等を開催し、職員を派遣して依存症に関する知識を深める	
関係事業者における従業員向け研修の開催回数	遊技業協同組合	3回	(毎年度)年3回	3回実施	安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会2回、経営者・店長等研修会1回	3回実施	安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会2回、経営者・店長等研修会1回	46

(件名)

静岡県における薬物乱用の現状と課題

(薬事課薬物対策班)

1 県内薬物乱用の現状 (令和6年)

- ・ 薬物事犯の検挙者数は349人で、そのうち、大麻事犯の検挙者数が165人と薬物事犯全体の約半数を占め、令和4年から3年連続で覚醒剤事犯検挙者数を上回った。
- ・ 大麻事犯の検挙者の7割以上が10代・20代の青少年であり、「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える極めて憂慮すべき状況にある。

<県内の薬物事犯による検挙者数の推移>

(人)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
覚醒剤	静岡県	208	204	152	180	144
	うち青少年	23 (11.1%)	37 (18.1%)	26 (17.1%)	33 (18.3%)	30 (20.8%)
	全国検挙者数	8,471	7,824	6,124	5,914	6,124
大麻	静岡県	163	180	158	197	165
	うち青少年	110 (67.5%)	109 (60.6%)	106 (67.1%)	141 (71.6%)	126 (76.4%)
	全国検挙者数	5,034	5,482	5,342	6,482	6,078
あへん		1	6	0	1	1
麻薬等		7	7	16	17	31
指定薬物		3	0	1	4	8
計 (うち大麻事犯の割合)		382 (42.7%)	397 (45.3%)	327 (48.3%)	399 (49.4%)	349 (47.3%)

<県内の有機溶剤乱用による検挙者数の推移>

(人)

	R2	R3	R4	R5	R6
シンナー	10	3	4	5	1

2 課題等

- (1) 大麻事犯の検挙者165人のうち、10代・20代の青少年が76.4% (126人) を占めており、若者への大麻乱用が拡大している。インターネット等で大麻は「依存性が低い」「身体への悪影響はない」といった誤った情報が流布しており、大麻事犯検挙者の多くは、大麻に対する危険性や有害性の認識が低いことが報告されている。このため、若い世代から繰り返し大麻の危険性や有害性に関する正しい知識の広報・啓発が必要である。また、大麻取締法等の法律改正により、大麻の施用罪に加えて、産業利用目的での大麻草の栽培が可能になり、法改正以降、あいまいな事業計画で免許を取得しようとする相談が寄せられていることから、関係機関が連携し相談段階から法令等に基づく厳正な審査・指導を行うことが必要である。
- (2) スマートフォン等の普及により、インターネットやSNSを手軽に利用できる環境となったことで、互いの情報共有が容易となり、薬物の不正取引形態がより潜在化・巧妙化を呈している。このような状況の中、薬物事犯の検挙者数は依然として高い水準で推移しており、薬物乱用を防止するためには、違法薬物の供給を断ち、入手できない環境の

形成が重要である。このため、法令に基づく違法薬物の密輸・密売、乱用者等に対する徹底した取締りが必要である。

- (3) 令和6年の覚醒剤事犯検挙者の67.4%が再犯であるなど、薬物事犯の再犯者は多い。また、薬物乱用は犯罪行為であるとともに、薬物依存症という病気があることを認識させることが重要である。このため、精神保健福祉センターでの効果的な治療プログラムの実施や、薬物乱用通報・相談窓口などの相談対応等の薬物依存者やその家族に対する支援の充実が必要である。
- (4) 近年、若年層を中心に、風邪薬や咳止め等の市販薬の過量服薬、いわゆるオーバードーズの広がりも懸念されていることから、薬局や店舗販売業者に対する立入検査の際に乱用につながるおそれのある成分を含有する市販薬の大量購入や盗難を防止する対応を徹底するよう指導を行うことや薬剤師や登録販売者に対してオーバードーズに苦しむ方への相談窓口の紹介等ゲートキーパーとしての意識の向上を図ることが必要である。
- (5) 危険ドラッグ関連の検挙者数が令和3年は0人であったが令和4年は1人、令和5年は4人、令和6年は8人と増加の傾向がみられており、その対策が必要である。

3 関連予算

事業名	R 8 当初予算	R 7 当初予算
大麻・危険ドラッグ撲滅対策事業費	8, 979千円	8, 860千円
麻薬覚醒剤等乱用防止対策事業費	2, 788千円	2, 806千円
薬事総合対策事業費（薬学講座委託費）	3, 362千円	3, 362千円
計	15, 129千円	15, 028千円

(件名)

令和 7 年度静岡県薬物乱用対策推進方針の策定

(薬事課薬物対策班)

1 趣 旨

次代を担う若者を中心に大麻事犯の検挙者数に歯止めがかからない状況にある。

また、近年、若年層を中心に、風邪薬や咳止め等の市販薬の過量服薬、いわゆるオーバードーズの広がりも懸念されている。

このような状況を踏まえ、副知事を本部長とし、知事部局、教育委員会、警察本部及び東海北陸厚生局麻薬取締部からなる「静岡県薬物乱用対策推進本部」において、「静岡県薬物乱用対策推進方針」を策定し、関係する各部局・機関が連携し、効果的な薬物乱用防止対策を推進する。

2 推進方針の構成

「広報及び啓発活動の推進」、「取締り及び監視指導の徹底」及び「薬物問題を抱える人への支援の徹底」を3つの柱に掲げ、その柱の下、9つの取組の方向と、63の具体的な取組を設定している。

方針の柱	取組の方向
1 広報及び啓発活動の推進	(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進 (2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進 (3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進
2 取締り及び監視指導の徹底	(1) 薬物事犯の取締りの徹底 (2) 危険ドラッグ対策の徹底 (3) 医薬品等取扱施設への監視指導の徹底
3 薬物問題を抱える人への支援の徹底	(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実 (2) 相談体制の充実強化 (3) 適切な医療保護対策の実施

3 新規の取組

<方針の柱 1 広報及び啓発活動の推進>

取組内容	実施機関
小学校、中学校及び高等学校において、薬学講座を引き続き全校で開催するとともに、そのテキストに「薬物の誘いへの対処法（SNS編）」を追加する。	私学振興課、健康体育課、人身安全少年課、薬物銃器国際捜査課、薬事課

<方針の柱 2 取締り及び監視指導の徹底>

取組内容	実施機関
大麻草採取栽培者免許を取得しようとする者に対して、関係機関が連携し、相談段階から法令等に基づく厳正な審査・指導を行う。	薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課
薬局や店舗販売業者に対して、オーバードーズの要因となる頻回購入等の不審な動向を認めた場合は、警察へ通報するなど、関係機関と連携して不適正な入手の防止を図るよう指導を行う。	人身安全少年課、薬事課

＜方針の柱 3 薬物問題を抱える人への支援の徹底＞

取組内容	実施機関
薬剤師や登録販売者に対して、オーバードーズに苦しむ方への相談窓口の紹介等、ゲートキーパーとしての意識の向上を図る。	障害福祉課、薬事課

4 会議の開催

年度	幹事会	本部委員会
令和7年度	4月30日（対面）	5月22日（対面）
令和6年度	4月30日（対面）	5月24日（対面）
令和5年度	4月28日（対面）	5月26日（対面）

5 国の動向

国では、令和5年8月に厚生労働大臣を議長とする薬物乱用対策推進会議において策定した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、関係省庁が緊密に連携して、水際対策等による薬物の供給遮断、啓発等による需要の削減の両面から総合的な薬物乱用防止に取り組んでいる。

＜参考＞

薬物乱用対策推進本部

1 設置目的

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、麻薬、シンナー等薬物の乱用防止対策に関し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

2 所掌事務

- ・ 薬物乱用対策推進方針の策定に関すること
- ・ 薬物乱用防止対策についての情報共有、相互連絡調整に関すること
- ・ 薬物乱用防止についての啓発活動の推進に関すること
- ・ 薬物事犯の取締りの強化に関すること
- ・ 乱用者、中毒者の治療更生に関すること ほか

3 組織

(1) 本部

本部長	塚本副知事	
副本部長	健康福祉部長	
本部員	知事部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画部長 ・ 総務部長 ・ 暮らし・環境部長 ・ 経済産業部長
	県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育監
	県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事部長
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸厚生局麻薬取締部長

(2) 幹事

幹事	企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合教育課
	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴広報課
	暮らし・環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民生活課 ・ 暮らし交通安全課
	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉課 ・ 私学振興課 ・ 障害福祉課 ・ 薬事課
	経済産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業人材課 ・ 職業能力開発課 ・ 農業ビジネス課 ・ 水産振興課
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康体育課 ・ 社会教育課
	県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人身安全少年課 ・ 薬物銃器国際捜査課
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸厚生局麻薬取締部捜査第二課

＜方針の柱1＞ 広報及び啓発活動の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進

- 新規** 小・中・高等学校において、「薬学講座」全校実施及びそのテキストに「薬物の誘いへの対処法（SNS編）」を追加（私学振興課、健康体育課、県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）
- 重点** 大学、専修学校等において新入生等を対象とした薬物乱用防止講習会を開催（県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）
- 重点** 新入生ガイダンス等において薬物乱用防止に係る指導を実施（総合教育課、職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課）

(2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進

- 重点** 静岡県青少年の非行・被害防止強調月間において市町と連携した啓発を実施（社会教育課）
- 重点** 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動静岡大会を国との共催により開催（東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課）
- 重点** ラジオ、SNS、ホームページ等を活用した効果的な広報活動を実施（広聴広報課、くらし交通安全課、県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）

(3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

- 重点** 学生との協働により大麻乱用防止啓発動画を制作、YouTube等のWEB動画広告を活用した動画を発信（薬事課）
- 重点** 大麻乱用防止のポスター掲示やリーフレット配架等を実施（産業人材課、職業能力開発課、薬事課）
- 重点** 静岡県宅地建物取引業協会と連携して一人暮らしを始める若者へ啓発資材を配布（薬事課）

＜方針の柱2＞ 取締り及び監視指導の徹底

(1) 薬物事犯の取締りの徹底

- 重点** 大麻等の薬物事犯の徹底した取締りを実施（県警薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部）
- 重点** 市町と連携した携帯電話販売店等に対する立入調査の実施（社会教育課）
- 少年のい集場所等に対する街頭補導により薬物乱用少年の早期発見、立ち直り支援等を実施（県警人身安全少年課）

(2) 危険ドラッグ対策の徹底

- 重点** 危険ドラッグ販売店等に対して監視と徹底的な取締りを実施（県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）
- 「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく知事指定薬物の指定等（薬事課）
- 関係業界との危険ドラッグに係る協定等に基づく販売店の排除、運搬の自粛、不審情報の提供等による連携（薬事課）

(3) 医薬品等取扱施設への監視指導の徹底

- 新規** 大麻草栽培者免許を取得しようとする者に対して関係機関が連携した厳正な審査・指導を実施（県警薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課）
- 新規** 薬局や店舗販売業者に対して、オーバードーズの要因となる頻回購入者を警察へ通報するなど関係機関と連携した指導（県警人身安全少年課、薬事課）

＜方針の柱3＞ 薬物問題を抱える人への支援の徹底

(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実

- 重点** 精神保健福祉センターにおいて依存問題回復を目指すリカバリーミーティングを開催（障害福祉課）
- 重点** 薬物乱用経験者及びその家族に対して精神保健福祉士及び公認心理士による助言や指導等を実施（東海北陸厚生局麻薬取締部）

(2) 相談体制の充実強化

- 新規** 薬剤師や登録販売者に対して、オーバードーズに苦しむ方への相談窓口の紹介等、ゲートキーパーとしての意識向上（薬事課）
- 重点** 学生との協働によりポスター・動画を制作、大麻問題を抱える若年層等に対して相談窓口を周知（薬事課）

(3) 適切な医療保護対策の実施

- 精神保健福祉法に基づく緊急に医療が必要な措置入院者に対して精神科病院での保護、受診指導及び助言を実施（障害福祉課）

(件 名)

令和 7 年度の薬物乱用防止に係る取組計画

(薬事課薬物対策班)

主な取組 (○薬事課の取組、●薬事課以外の取組)

1 広報及び啓発活動の推進

取組の方向	具体的な取組				
学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進	○ 薬学講座のテキストに薬物の誘いへの対処法 (SNS 編) を追加 (新規)				
	・ 小学校、中学校及び高等学校において、薬学講座を引き続き全校で開催するとともに、そのテキストに「薬物の誘いへの対処法 (SNS 編)」を追加する。((公社) 静岡県薬剤師会に委託)				
	○ 薬物乱用防止講習会の実施 (重点)				
	・ 大学及び高等課程を有する専修学校での新入生等を対象とした「薬物乱用防止講習会」を全学・全校で開催する。(警察本部とライオンズクラブによる協力)				
	区分		R6	R7(見込)	
	薬学講座 (※)	学校数 (実施率)	小学校	482/482 校 (100.0%)	478/478 校 (100.0%)
			中学校	288/288 校 (100.0%)	287/287 校 (100.0%)
			高等学校	135/135 校 (100.0%)	135/135 校 (100.0%)
			905/905 校 (100.0%)	900/900 校 (100.0%)	
	参加者数		172,765 人	189,290 人	
薬物乱用防止講習会	学校数 (実施率)	大学等	23/23 校 (100.0%)	23/23 校 (100.0%)	
		専修学校 (高等課程)	15/15 校 (100.0%)	13/13 校 (100.0%)	
			38/38 校 (100.0%)	36/36 校 (100.0%)	
参加者数		17,681 人	19,715 人		
合計	学校数 (実施率)	943/943 校 (100.0%)	933/ 933 校 (100.0%)		
	参加者数	190,446 人	209,005 人		
※R8 薬学講座については、実施率 100%の見込み (県薬剤師会確認)					
地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進	○ 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動静岡大会 (重点)				
	・ 薬物乱用を絶対に許さない県民意識の形成を図るため、国との共催により開催 (東海北陸 6 県の持回り開催、例年、「静岡県薬物乱用防止県民大会」として開催) R7 : 11 月 29 日 (土) プラサヴェルデ (沼津市) 約 600 人 R6 : 11 月 30 日 (土) 森町文化会館ミキホール (森町) 約 650 人				
○ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (6~7 月)、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 (10~11 月) における啓発活動					
・ 街頭啓発の開催、各種メディアを通じた啓発活動を実施する。					

	<p>○ 薬物乱用防止活動で連携する企業等の新入社員等を対象とした講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県宅地建物取引業協会等に対し薬物乱用防止講習会を開催。 <p>R7：静岡県消防学校初任科、県宅地建物取引業協会（5回、265人） R6：静岡県消防学校初任科、県宅地建物取引業協会（5回、191人）</p>									
大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進	<p>○ 大麻乱用防止のための啓発動画の発信（重点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ YouTube や TikTok 等の WEB 動画広告を活用し、学生との協働により制作した大麻の危険性や有害性を伝える啓発動画を県内の若者（10代・20代）のスマートフォン等へ直接発信する。 <p>※YouTube はノンスキップ形式で契約 TikTok はスキップ形式で契約（ノンスキップ形式不可） 令和7年度予定：Instagram による動画広告を配信予定（R8.2～3月） 令和6年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発信回数</th> <th>表示回数（回）</th> <th>完全再生回数（回）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>You Tube</td> <td>—</td> <td>1, 181, 425</td> </tr> <tr> <td>Tiktok</td> <td>1, 674, 163</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	発信回数	表示回数（回）	完全再生回数（回）	You Tube	—	1, 181, 425	Tiktok	1, 674, 163	—
	発信回数	表示回数（回）	完全再生回数（回）							
	You Tube	—	1, 181, 425							
Tiktok	1, 674, 163	—								
<p>○ 薬学講座等の講師を対象としたスキルアップ研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師を対象とした大麻の最新情報を盛り込んだスキルアップ研修会を実施し、講師の資質向上を図る。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>217人</td> <td>R8.3.6、R8.3.15 実施予定</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸厚生局麻薬取締部 ・ 医療法人十全会聖明病院 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸厚生局麻薬取締部 ・ (一社)日本くすり教育研究所 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	R6	R7	受講者数	217人	R8.3.6、R8.3.15 実施予定	講師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸厚生局麻薬取締部 ・ 医療法人十全会聖明病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸厚生局麻薬取締部 ・ (一社)日本くすり教育研究所 	
年度	R6	R7								
受講者数	217人	R8.3.6、R8.3.15 実施予定								
講師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸厚生局麻薬取締部 ・ 医療法人十全会聖明病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸厚生局麻薬取締部 ・ (一社)日本くすり教育研究所 								

2 取締り及び監視指導の徹底

取組の方向	具体的な取組
薬物事犯の取締りの徹底	<p>● 薬物事犯の徹底した取締りの実施（重点）</p> <p>組織的な薬物密輸入・密売事犯、大麻等の薬物事犯、指定薬物販売事犯、薬物乱用者、インターネット通信等を利用した薬物密売事犯、正規流通麻薬事犯に対する徹底した取締りを行う。 (県警薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部)</p>
危険ドラッグ対策の徹底	<p>○ 合法大麻店を標ぼうする店舗等に対する取締り（重点）</p> <p>危険ドラッグ販売店に対する取締りとして、県下合法大麻店を標ぼうする店舗に対し、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく監視と徹底的な取締りを行う。</p>
	<p>○ 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の運用</p> <p>「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例 (H27.3.1 全面施行)」に基づく知事指定薬物への指定により、危険ドラッグの販売、流通の規制を徹底する。 (指定状況(条例施行～R8.1月末現在)：56回、184物質)</p>
	<p>○ 危険ドラッグの疑いのある製品の買上検査</p> <p>危険ドラッグの疑いのある製品を買上げ、成分分析を実施し、違法な成分が検出された場合、告発等の必要な措置を行う。 R7：5品目（店舗） → 検査中 R6：8品目（インターネット） → 違法成分の検出なし</p>

医薬品等取扱施設への監視指導の徹底	<p>○ 大麻草採取栽培者免許への審査・指導（新規） 大麻草採取栽培者免許を取得しようとする者に対して、関係機関が連携し、相談段階から法令等に基づく厳正な審査・指導を行う。 (R7 新規相談 2件 (申請件数0件))</p>
	<p>○ 薬局や店舗販売業者への指導（新規） 薬局や店舗販売業者に対して、オーバードーズの要因となる頻回購入等の不審な動向を認めた場合は、警察へ通報するなど、関係機関と連携して不適正な入手の防止を図るよう指導を行う。</p>
	<p>○ 薬局や店舗販売業者への監視指導（重点） 薬局や店舗販売業者に対する立入検査の際に、乱用につながるおそれのある成分を含有する市販薬の大量購入や盗難を防止する対応が徹底されるよう指導を行う。</p>
	<p>○ 麻薬等取扱施設への監視指導（重点） 麻薬、向精神薬等の取扱施設への立入検査を実施し、麻薬等の適正な保管・管理の推進や、不正な横流しの防止のための指導・監督を行う。</p>

3 薬物問題を抱える人への支援の徹底

取組の方向	具体的な取組												
薬物依存者及びその家族への支援の充実	<p>● リカバリーミーティングの実施（重点） 精神保健福祉センターにおいて、薬物を含む依存者に対し、物質使用障害治療プログラムを使用し、依存問題からの回復を目指すミーティングを開催する。(障害福祉課)</p>												
相談体制の充実強化	<p>○ 薬剤師や登録販売者のゲートキーパー意識の向上（新規） 薬剤師や登録販売者に対して、オーバードーズに苦しむ方への相談窓口の紹介等、ゲートキーパーとしての意識の向上を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">研修会</th> <th style="text-align: center;">リーフレット配布</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県薬剤師会</td> <td>要指導医薬品・一般用医薬品販売に関する研修会を開催 (67人受講)</td> <td style="text-align: center;">電子データ配</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ドラッグストア</td> <td>357店舗の薬剤師648人、登録販売者2,597人の指導的立場のあるマネージャー等に対して研修会を開催(916人受講)</td> <td style="text-align: center;">385店舗に 約1.1万部配布</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登録販売者協会</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">200部配布</td> </tr> </tbody> </table>	区分	研修会	リーフレット配布	県薬剤師会	要指導医薬品・一般用医薬品販売に関する研修会を開催 (67人受講)	電子データ配	ドラッグストア	357店舗の薬剤師648人、登録販売者2,597人の指導的立場のあるマネージャー等に対して研修会を開催(916人受講)	385店舗に 約1.1万部配布	登録販売者協会	—	200部配布
区分	研修会	リーフレット配布											
県薬剤師会	要指導医薬品・一般用医薬品販売に関する研修会を開催 (67人受講)	電子データ配											
ドラッグストア	357店舗の薬剤師648人、登録販売者2,597人の指導的立場のあるマネージャー等に対して研修会を開催(916人受講)	385店舗に 約1.1万部配布											
登録販売者協会	—	200部配布											
	<p>○ 相談窓口による薬物依存者等の支援（重点） 薬物乱用通報・相談窓口、依存相談、こころの電話相談等を通じて薬物依存者等の支援を行う。</p>												
	<p>○ 薬物乱用通報・相談窓口の更なる周知（重点） 学生との協働により薬物乱用通報・相談窓口に係るポスター及び動画を作成し、学校やコンビニ等に配布するほか、駅等のデジタルサイネージを活用して動画を配信することで、薬物乱用通報・相談窓口の更なる周知を図る。</p>												

適切な医療保護対策の実施	<p>● 薬物依存者への適切な医療保護の実施</p> <p>精神保健福祉法に基づく通報等により、関係機関が緊密に連携をとり、緊急に医療が必要な措置入院者を指定の精神科病院で保護するほか、受診指導及び助言を行う。(障害福祉課)</p>
--------------	--

静岡県依存症対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県における依存症者の支援に関することについて協議・検討するため、静岡県依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会においては、次の事項に関し、協議・検討を行う。

- (1) 依存症対策に関すること。
- (2) その他依存症対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 協議会に会長をおき、会長は、委員の互選によって定める。
- 3 協議会の議長は、会長が行う。
- 4 協議会の副会長は、会長が指名する。
- 5 議題の内容によっては委員を追加することができる。
- 6 県の関連行政機関は必要に応じて協議会に出席する。
- 7 協議会には部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の欠員による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月20日から施行する。

(別表)

静岡県依存症対策連絡協議会

委員

分野	所属
医療	一般社団法人静岡県医師会
医療	聖明病院院長
医療	服部病院院長
医療	静岡県立こころの医療センター院長
医療	静岡県精神神経科診療所協会
福祉	静岡県精神保健福祉士協会
自助	公益財団法人静岡県断酒会
自助	スルガダルク
自助	静岡ダルク
自助	G A静岡グループ
教育	静岡県教育委員会健康体育課長
学識	静岡福祉大学 名誉教授 山城 厚生
法務	静岡保護観察所長
行政	静岡県保健所長会
行政	静岡県精神保福祉センター長
行政	静岡市こころの健康センター長
行政	浜松市精神保健福祉センター長

静岡県アルコール健康障害対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月1日施行）及びアルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月31日閣議決定）を受け、アルコール健康障害対策を総合的に推進することを目的として、静岡県アルコール健康障害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県のアルコール健康障害対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) (1)の計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) その他アルコール健康障害対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、アルコール健康障害に関連する団体の推薦を受けた者及び学識経験者からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長をおき、会長は、委員の互選によって定める。
- 3 協議会の議長は、会長が行う。
- 4 協議会の副会長は、会長が指名する。
- 5 議題の内容によっては委員を追加することができる。
- 6 県の関連行政機関は必要に応じて協議会に出席する。
- 7 協議会は、静岡県依存症対策連絡協議会のアルコール部会に位置づける。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の欠員による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月5日施行）及びギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定）を受け、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進することを目的として、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県のギャンブル等依存症対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) (1)の計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) その他ギャンブル等依存症対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、ギャンブル等依存症に関連する団体の推薦を受けた者、学識経験者、行政機関（静岡県保健所長会を除く。）、教育委員会及び警察本部からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長をおき、会長は、委員の互選によって定める。
- 3 協議会の議長は、会長が行う。
- 4 協議会の副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 5 議題の内容によっては委員を追加することができる。
- 6 県の関連行政機関は必要に応じて協議会に出席する。
- 7 協議会は、静岡県依存症対策連絡協議会のギャンブル等依存症部会に位置づける。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の欠員による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。